

自己評価書

平成26年6月

法学部

目 次

基準ごとの自己評価

基準1	学部・研究科の目的	1
基準2	教育研究組織	3
基準3	教員及び教育支援者	6
基準4	学生の受入	10
基準5	教育内容及び方法	18
基準6	学習成果	34
基準7	施設・設備及び学生支援	41
基準8	教育の内部質保証システム	48
基準9	学部・研究科の管理運営	53
基準10	教育情報等の公表	56

基準ごとの自己評価

基準 1 学部・研究科の目的

(1) 観点ごとの分析

観点 1-1-①： 学部の目的が、学部規程等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第 83 条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

【観点到係る状況】

本学部は、本学の理念(資料 1-A)にもとづき、法学部規程第 1 条の 2 において「自由で民主主義的な社会を支える主体性をもった公共的の市民及び法律や政治など社会の仕組みを広く体系的・複眼的に理解し、問題解決に当たる専門職業人を育成する」と教育目的を定めている。それを敷衍する形で、本学部の理念と教育目標(資料 1-B)を策定し、本学部の理念と教育目標を学部のホームページ、大学案内、修学案内のなかで明示してきた。さらに、本学部は本学部の理念を具体化するために、次のような教育目標を掲げている。法律学と政策科学は、法を基準にして紛争を公平かつ妥当に解決し、あるいは紛争の発生を未然に防止して、正義を実現すること等に貢献する学問である。本学部は、このような法律学と政策科学の教育を行うことによって、科学的に社会を理解し、紛争解決と政策立案について豊かな見識と法的技術を持つ人材を育成することを目指している。

資料 1-A 本学の理念(学則 1 条、2 条。 香川大学学生便覧)

資料 1-B 本学部の理念と教育目標(ホームページ、大学案内、修学案内)

本学の理念は資料 1-A のとおり掲げてあり、その理念に沿った本学部の理念と教育目標も資料 1-B のとおり掲げてある。

【分析結果とその根拠理由】

本学部の理念を本学部のホームページ、大学案内及び修学案内に記載することによって明示した。また、その理念を具体化するための教育目標を同じくホームページ、大学案内及び修学案内に明示した。以上のことから、学部としての目的を明確に定めている。

本学の理念と目標は、学校教育法第 83 条にもとづいて定められている(香川大学学則第 1 条、第 2)。また、本学部の理念と教育目標は、本学の理念と目標に沿って、それを法律学と政策科学の領域の教育に具体化させたものである。法律学と政策科学の教育によって、科学的に社会を理解し、紛争解決と政策立案について豊かな見識と法的技術を持つ人材の育成を目的としていることから、本学部の目的は、学校教育法第 83 条から外れるものではない。

以上のことから本観点を満たしていると判断する。

観点 1-1-②： 研究科の目的が、研究科規程等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第 99 条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

【観点到係る状況】

本学大学院は大学院学則第 2 条において大学院の目的を定め(香川大学大学院学則第 2 条、学生便覧 80 頁)、さらに同第 5 条において修士課程の目的を定めている(香川大学大学院学則第 5 条、学生便覧 81 頁)。法学研究科は、上記の目的を理念として発足した研究科である。これらの目的を実現するために、本研究科は、法律関連専門職及び公共的職務に求められる高い学識と能力を有する人材の養成並びに学士課程における法学・政治学の素養のうえにより深い教養と学識を有する人材の養成を目的とし、法学及び政治学の専門的素養を基に高度に専門的な知識を習得、発展させるとともに、それらの知識を社会の多方面で応用し活用することのできる能力を主体的な研究を通じて修得させることを教育目標として掲げている。この教育目標は、法学研究科規程第 1 条の 2 に明文化されており、本研究科のホームページ (http://www.kagawa-u.ac.jp/kagawa-u_jl/research_course/ ただし要約) や研究科修学案内(平成 24 年度作成・平成 25 年度より配布)のなかで説明している(修学案内 2 頁参照)。

【分析結果とその根拠理由】

本学大学院は、学術の理論応用を教授研究し、その深奥をきわめ、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い文化の進展に寄与することを目的としていることから(学校教育法第 99 条、学生便覧 80 頁、81 頁)、学校教育法第 99 条に規定される大学院一般に求められる目的から外れるものではない。以上のことから本観点を満たしていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

(学部)

本学部の理念と教育目標を明確に策定していること、及びそれを本学部のホームページや大学案内、修学案内等を通じて年度ごとに改善を加えつつ周知を行っており、着実に前進していることは、本学部が理念と教育目標とを重視していることを示しており、高く評価できる。

(大学院)

本研究科の目的が本学大学院学則および研究科規程に明確に定められている点は、高く評価できる。

【改善を要する点】※改善計画を含む

(学部)

本学部の理念と目標が、教職員及び学生に十分認識されているかどうかを検証する必要がある。また、平成 23 年に定めた分野別質保証とディプロマポリシー(DP)の周知、それらと教育目標の関係の明確化、それらの実質化がなされているか検証する必要がある。

(大学院)

本研究科の目的は本学大学院学則および研究科規程に定められ、ホームページに掲載されているが、ホームページの記載は広く一般に示すものとして簡潔な記載となっており、文意を変えない範囲でより正確で分かりやすい掲載の仕方を探っていく必要がある。

基準 2 教育研究組織

(1) 観点ごとの分析

観点 2-1-①： 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到係る状況】

香川大学法学部は、「公共的市民の育成」と「法学的素養を備えた専門職業人（法律学専門職業人）の養成」を目標として（「法学部ホームページ教育研究 > 法学部の教育」）、法学部法学科の昼間コースに「法律基礎コース」と「社会設計コース」の2つの履修コースを設け、時代の要請に即応した、学際的な研究教育組織を整備している。また、働きながら学ぶ方々を対象として夜間主コース（総合法政コース）を設置し、幅広い年齢層の社会人の期待に応える体制をとっている（「香川大学ホームページ法学部 > 授業・コース紹介」、大学案内、修学案内）。

コース制の概要は、次のとおりである。

「法律基礎コース」はリーガル・マインドを十分に身につけた上で、紛争解決のための法的スキルを身につけることを目的としたコースである。法律学は、公平・公正にルールを適用して紛争を解決する技術といえますが、本コースでは、そのような能力を身につけ、社会において応用するための基礎を学ぶ。

「社会設計コース」では、政策作成能力に力点を置き、社会に潜む問題や課題の発見・解決手法を探る能力を身につけることを目的とするコースである。福祉、環境、情報、グローバル化といった現代的課題一般について、幅広い知識と視点を身につけることを目指している。

夜間主コースである「総合法政コース」では、社会人としての幅広い判断力や、専門的実務能力たる企画力、政策遂行能力をより高めることを目指すコースである。夜間主コースの学生に対しても、情報処理能力、外国語実用能力、他の専門分野の基礎・概論の学修等について、昼間コースの学生に準じた配慮を行っている。

なお、香川大学・愛媛大学連合法務研究科の教員との間で密接な連携を図り、法学部のカリキュラムにおける学生教育活動の一翼を担ってもらっている（修学案内）。

【分析結果とその根拠理由】

本学部は、少人数制を重視し、4 学年すべてにわたる基礎ゼミ、プロゼミ、演習を保障している。学生が自主的研究を育むための自由度を保証しながら、教員の直接の指導の下に専門性を高めることができるようになっていくことから、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっている。

以上のことから本観点を満たしていると判断する。

観点 2-1-②： 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到係る状況】

大学院法学研究科修士課程では、法律学と政策科学のより高度な教育を行うことで、学部の専門教育を補完し、いっそう深化させ、また、法律専門職や公務員になる人材を養成することを主な目的としている。本研究科では、

法律学専攻のもとに「隣接法律職系列」と「行政法務系列」の科目群を配しているが、こうした配置は、これらの人材養成の目的を達成するうえで適切なものとなっている。

平成5年度からは「社会人特別選抜」を実施することで社会人の受け入れを図り、平成25年度までに88人の社会人が入学している。また、社会人の学修・研究を促進するため夜間（午後6時～午後9時10分）及び土曜日にも受講できる制度（香川大学法学研究科規程第6条の2）を採用している。これにより現職者も修学可能である。（法学研究科ホームページ http://www.kagawa-u.ac.jp/kagawa-u_jl/research_course/）。

本研究科では、履修できる科目を「隣接法律職系列」「行政法務系列」に分け、高度専門職業人養成の目的に耐えるような配慮をしている。

修士論文の指導は、指導教員（と必要とあれば副指導教員）が行い、また審査においては、指導教員と副査2名がついて、他分野からの指導・助言がおこなえるようになっている。（研究科規程第2条各項）。

また、院生が「職業を有している」などの理由により修学年限を延長して履修するといった社会人等への配慮をしている。（研究科規程第5条）

【分析結果とその根拠理由】

授業時間の柔軟化により、昼間と夜の院生が一堂に会して授業が展開できるようになった。演習8単位と、公法系、私法系、などの法律科目と政治系を中心とする非法律科目からなる特殊講義によって、きめ細かい指導ができるようになっており、多角的な視点から教育研究の目的を達成可能な構成となっている。

これらのことから、本研究科および専攻の構成は、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっている。また、教員組織の規模も大学院設置基準第7条の3第1号の規模内容を満たしている。

以上のことから本観点を満たしていると判断する。

観点2-1-③： 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到係る状況】

該当なし

【分析結果とその根拠理由】

観点2-2-①： 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

【観点到係る状況】

香川大学教授会規則に基づき法学部教授会及び法学研究科教授会を設置し、本学部及び研究科の教育研究を担う教授、准教授及び常勤の講師を構成員として、毎月第3水曜日に開催し教育研究に係る重要事項を審議している。

さらに、教授会のもとに教務委員会（学生生活委員を含めた拡大委員会としている）、入試委員会、進路支援委員会、情報広報委員会等の専門委員会を置き、それぞれの委員会において所掌事項について調査審議し、重要

事項については教授会に諮り構成員の了承を得ることとしている。

本学部内で、教育課程や教育方法等を検討する委員会は、教務委員会である。原則、毎月第2月曜日に開催している。教務委員会は、専門教務員、学生生活委員も含む6名で組織されている。教務に関すること全般、学生生活に関すること等について、審議している。平成25年度より、学部内の委員会を大括りにし、教務に関することは、すべて教務委員会の所掌とし、従来の学生生活委員会も教務委員会のもとに教務委員として位置付けた。

大学院においても教務担当委員を配置し、同委員が教育活動に係る重要事項について実務的責任を負っている。そうした事項に関する審議は、同委員を中心として研究科運営会議および研究科教授会を毎月開催し、これらの会議において行なわれている。

【分析結果とその根拠理由】

本学部教授会では、教育活動に係わる様々な問題を議題で取り上げており、教育活動に係わる重要事項を審議するための必要な活動を行っている。また、学部長が開催の必要を認めた時（学生の処分そのほか）には、臨時教授会も開かれており、教育活動に係わる緊急の問題にも素早く対応できるようになっている。

本学部では、全学及び学部内の各種委員会に人員を出している。それらの各種委員会の中には、教育に係わるものも多くあり、全学及び学部内の教育活動を支えている。教務委員会は、教育課程や教育方法等に係わる様々な問題を十分な時間を取って議題で取り上げており、教育課程や教育方法等に係わる重要事項を審議するために時間をかけて実質的な検討を行っている。また、緊急を要する課題が生じた時には、臨時教務委員会も開かれており、教育課程や教育方法等に係わる緊急の問題にも素早く対応できるようになっている。

以上のことから本観点を満たしていると判断する。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

平成25年度より、学部内の委員会を大括りにし、教務に関することは、すべて教務委員会の所掌とし、従来の学生生活委員会も教務委員会のもとに教務委員として位置付けた。このことによって、教務に関することを教務委員全体で把握、対応することができた。

【改善を要する点】※改善計画を含む。

大括り化したことにより、教務委員会が担当する業務が増えている。また、学生に関する問題が日常化、複雑化するなか、学務係及び教務委員長があらゆる課題に対応しなければならない状況が生じており、業務の軽減、役割分担等の見直しが必要である。

基準3 教員及び教育支援者

(1) 観点ごとの分析

観点3-1-①： 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

【観点到係る状況】

本学部は、法学的素養を有する公共的市民の育成を目指し、法学部法学科として政治学・政策科学の要素を加味した法律解釈学を中心とする教育研究体制をとっており、地域社会のニーズに柔軟に対応できるよう、平成17年度に一学部一学科一大講座制（法学部法学科「法と政治」大講座）の教員組織に改組した。また、カリキュラムも一新して、法律基礎コース、社会設計コースに改編すると同時に、少人数教育を1年生から4年生まで一貫して行える体制にした。この体制のもと、各教員は、専門分野の講義をコースに位置づけるとともに、少人数教育を通じて教育に対する責任を深めている。このような体制の管理は、学部長および教務委員長を中心に行われている。教員は学部にも所属しており、研究科も兼務している。研究科における教員の役割については大学院専門の教務担当者を置き、研究科運営委員会を通じて管理している。教員採用人事においては、一大講座制下でカリキュラムの観点から、適切な採用を考えることができる体制がとられたといえる。

【分析結果とその根拠理由】

教育研究の基本方針に基づき、これに積極的に対応できる適切な教員組織編制となっている。以上のことから本観点を満たしていると判断する。

観点3-1-②： 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

【観点到係る状況】

平成25年度現在では、22名の専任教員が所属し、内訳は、教授10名、准教授12名であり、専門分野は、法律系教員16名、非法律系教員6名である。民事訴訟法を除く法律系基礎六法科目および非法律系の主要科目には、いずれも専任教員が配置されている。いわゆる六法を中心とする法律系の基幹科目については、おおむね適切な配置がなされているが、民事訴訟法については専任がおらず、非常勤に依存していた。また、国際私法についても専任が不在であった。ただし、この問題については平成26年度に民訴法と国際私法の専任講師を採用した。しかし、法律系でも、基礎法と呼ばれる分野については複数の専任教員がいるのが通常であるが、現在1名しかおらず、非常勤講師に依存している。非常勤講師については、実務家による講義を多く導入したため、増加した（12名中6名が実務家）。ロースクール専任教員も6名が学部の授業を担当している。また、大学院においては税法分野の学生が多いが、論文指導の負担を考え、学部では非常勤に依存している現状がある。

【分析結果とその根拠理由】

所期の教育活動に必要な専任教員は確保されている。ただし、ニーズの変化に応じた幅広い法的素養、実務との架橋という観点から一層の教員補充が求められる。

以上のことから本観点を満たしていると判断する。

観点 3-1-③： 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

【観点到係る状況】

平成 25 年度では、研究指導教員（大学院法学研究科演習担当教員）は 21 名、うち教授 10 名・准教授 11 名である。非常勤講師は 9 名、そのうち司法書士・税理士の実務家非常勤講師が 2 名出講している。なお、研究上の必要がある場合には、研究指導教員以外の副指導教員を選任することができることとなっている。

【分析結果とその根拠理由】

学生定員及び教員の専門分野構成において、大学院修士課程として必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されている。

以上のことから本観点を満たしていると判断する。

観点 3-1-④： 学部・研究科の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

【観点到係る状況】

新規採用に当たっては、原則として国内公募としている。平成 25 年度では、22 名の専任教員中、4 名が女性教員であり、教員採用に当たり、候補者が同等である場合は女性を優先的に採用する方針で採用人事を進めている。また、公募では、当該分野において研究教育の高い人材を確保するため、国籍や年齢については記載していないが、結果としては、平成 25 年度現在、60 代 1 名、50 代 6 名、40 代 7 名、30 代 8 名であり、バランスがとれている。外国籍の教員も 1 名いる。

【分析結果とその根拠理由】

例外的に、分野の事情で公募が適当でない場合を除き国内公募してきた。また、応募者に能力・経験等において遜色のない女性がいた場合には性別バランスを考慮している。人事上適切な措置を講じてきたと言える。

以上のことから本観点を満たしていると判断する。

観点 3-2-①： 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

【観点到係る状況】

教員の採用基準や昇格基準については「香川大学法学部教員選考規程」及び同規程に基づく「法学部教員選考に関する申合せ（一）及び（二）」が定められ適用されている。採用手続きについては法学部人事委員会規程及び「教員採用手続について」（申合せ）に基づき審査委員の選任及び審査報告、教授会での投票手続きなどが定

められ運用されている。審査委員は、審査対象の論文を精読し、報告書を作るほか、新規採用の場合は模擬授業をしてもらうなどして選考している。また、投票に先立って質疑がなされ、採用ないし昇任にふさわしい人物かどうか、構成員によって評価される仕組みになっている。大学院の担当資格については、教授および准教授就任2年経過後に講義、教授および准教授就任3年経過後に演習をもつことができることにしている。

【分析結果とその根拠理由】

上記規程及び申合せそのものは主に研究業績及び学歴や教育歴について、教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定めており、適切に運用がなされていると言える。また、新規採用に当たっては原則として面接を実施し教育観や管理運営に対する考え方などを評価している。昇任人事においては、審査報告において教育面や管理運営面での実績についても評価して教授会での投票決定において考慮要因となっている。大学院における指導力については、学士課程よりも長い教育歴を求め、修士論文の主査あるいは副査として適切な判断ができることを要求しており、指導力への適切な評価がなされている。

以上のことから本観点を満たしていると判断する。

観点3-2-②： 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

【観点到係る状況】

平成18年度から全学的レベルで毎年の教育評価が本格実施となった。現在、研究・社会貢献・運営を加えた総合評価が教員個人及び組織としての学部等について行われており、個人の教育活動について「教育活動に関する自己点検」・「FDに関する自己点検」・「授業評価結果を参考にした自己点検」の3点から教育評価が実施され、結果がフィードバックされる。研究の評価については、学部独自の基準があり、著書、論文、報告、科研費獲得などの項目に応じて点数化されている。社会貢献については、学問分野によって社会的要請が異なるため、一項目が該当する場合、標準としている。運営については少人数の学部であるため、毎年全員がなんらかの委員を担当すると同時に、入試業務にかかわっている現状を踏まえて評価している。

【分析結果とその根拠理由】

教員の教育活動に関する定期的な評価が行われ、その結果がフィードバックされるなど適切な取組がなされていると言える。ほかの分野についても、学部構成員に周知された基準に基づいて定期的に適切に教員評価がなされている。

以上のことから本観点を満たしていると判断する。

観点3-3-①： 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

【観点到係る状況】

必要最小限の事務職員及び図書文献管理に当たる職員（助手及び時間職員・アルバイト）や授業補助を行なうTAは何とか確保するように学部の権限範囲でも予算上・人事上配慮している。資料室の事務補佐員については、

利用者への対応、図書の管理を主要な業務としている。また、T Aについては、従来の専任教員の授業補助のほか、新たに創設した教育プログラムにおける外部講師の補助をしている。

【分析結果とその根拠理由】

必要最小限の観点からは一応のレベルで事務職員や教育支援者（助手及び時間職員・アルバイト、T A等の教育補助者の活用が図られている。

以上のことから本観点を満たしていると判断する

（２）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

設置基準など最低基準教員数を上回る教員が配置されており、教育目標に照らし、教育課程遂行に必要とされる教員を確保している点、法律学科の専門科目構成に近い「法学科」であるが政治学・政策科学系の非法律系教員が1／4近くを占め教員の専門性にバラエティがある点、平成18年度では女性教員は28名中5名であり、平成25年度では23名中5名であり相対的にはバランスが良い点、が指摘できる。

【改善を要する点】 ※改善計画を含む。

一応のレベルで事務職員や教育支援者（助手及び時間職員・アルバイト、T A等の教育補助者の活用が図られていると言えるが、教室設備・機器の点検維持管理や教員の十全な活用をサポートする職員や直接的教育支援者の配置増を必要としている。また、法務研究科設置で法律系教員が異動等で定員が減少したためやや手薄となった六法科目担当教員の増員が望まれる。とくに、民事訴訟法の専任教員が不在であった。ただし、この点は平成26年度に専任講師が採用されたことにより改善された。

基準 4 学生の受入

(1) 観点ごとの分析

観点 4-1-①： 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。

【観点到係る状況】

本学は、「『世界水準の教育研究活動により、創造的で人間性豊かな専門職業人・研究者を養成し、地域社会をリードするとともに共生社会の実現に貢献する』という大学の理念にふさわしい学生を求める」という全学共通のアドミッション・ポリシーを定めている。本学部は、これに基づいてアドミッション・ポリシーを定め、どのような資質を持つ学生の入学を求めているかを明確に示している。また、入学者選抜の基本方針として、こうした資質を有する学生を選抜するために用いられる方法とその趣旨を明示している（平成23～25年度入学者選抜要綱および香川大学ホームページ・香川大学のアドミッション・ポリシー（入学者受け入れ方針）「求める学生像」、「選抜方法の趣旨」を抜粋）。

求める学生像

法学部の教育目標・内容に適した資質は、次の「現代社会への関心」「論理的思考力」「コミュニケーション能力」の三つです。このような資質を持った学生の入学を求めます。

〔現代社会への関心〕

現代社会の動きに常にアンテナを張っている人。読書や新聞を通して問題意識を深め、自分の意見を持っている人。

〔論理的思考力〕

物事をさまざまな角度からとらえ、筋道を立てて考えることのできる人。

〔コミュニケーション能力〕

自分の意見を持ち、文章や議論の中で積極的にかつ説得力をもって表現できる人。相手の意見からも学べる人。議論をリードし発展させることのできる人。

選抜方法の趣旨

上記のような、資質を持つ学生を選抜するために、入学試験では次のような学力を重視した選抜方法を実施します。

《一般入試》

前期日程

大学入試センター試験では、基礎的な学力をみるために6教科7科目を課しています。個別学力検査では、論理的思考力を測ることのできる数学又は国際的コミュニケーション能力を測ることのできる英語を課します。

後期日程

大学入試センター試験では、基礎的な学力をみるために6教科7科目を課しています。個別学力検査では、高い論理的思考力と文章によるコミュニケーション能力を持った学生を選抜するため小論文試験を課します。

《特別選抜》

大学入試センター試験を免除する推薦入試（推薦Ⅰ）

論理的思考力とコミュニケーション能力をみるため小論文と面接を行います。特に、面接はグループディスカッション方式で、現代社会に対する鋭い問題意識、創造的な思考力、的確な表現力と説得力を重視します。

大学入試センター試験を課する推薦入試（推薦Ⅱ）

基礎学力に加えて現代社会に対する関心をみるため、調査書の審査では地歴・公民の成績を重視します。大学入試センター試験の教科は、国語にくわえ、論理的思考力を測ることのできる数学又は国際的コミュニケーション能力を測ることのできる外国語のいずれかによる受験を求めます。

夜間主コース（社会人入試）

面接と小論文を通じて、「求める学生像」の三つの資質を判断し、面接ではさらに法学部の志望動機や働きながら勉学する意欲を確認します。

私費外国人留学生入試

面接と日本語作文により、法学部で勉学するために必要な日本語のコミュニケーション能力と法律・政治の素養をみます。面接では志望動機や勉学する意欲を確認します。

《編入学》

編入学試験（3年次に編入）は、小論文と英語の筆記試験（推薦・社会人では、小論文のみ）と面接により、3年次編入に必要な学力、法学・政治学の知識、論理的思考力、コミュニケーション能力をみます。面接では志望動機や勉学する意欲を確認します。

上記のアドミッション・ポリシーを、本学部ホームページにも掲載している。平成24年度（平成24年4月1日～平成25年3月31日）の本学部ホームページへの総閲覧回数は約16万回にも上るが、そのうち入試関連ページのそれは4881回、アドミッション・ポリシーのそれは687回であった（別紙「平成24年度香川大学法学部ホームページ閲覧・訪問者数等の集計」）。これに加え、本学の大学説明会（オープン・キャンパス）、入試懇談会、入試対策セミナー、高校訪問および出張講義等で、高校側、受験者、保護者に対して、本学部のアドミッション・ポリシーを周知している。法学研究科は、アドミッション・ポリシーを以下のように定め、ホームページ（http://www.kagawa-u.ac.jp/kagawa-u_jl/articles/000/006/833/）上で公開している。

法学研究科では、学部よりもいっそう高度な法律学・政治学の能力を養成します。そのため、以下のような目標・目的をもった人の入学を期待します。

- ①司法書士、税理士、公認会計士、社会保険労務士、公務員などの高度な能力を持つ職業人を目指す人
- ②既に社会人として働いており、仕事に必要な実務能力をよりいっそう伸ばしたいと思っている人
- ③研究者を志望する人や、専門的な知識を身につけることにより法律学・政治学の学識を深めたい人

【分析結果とその根拠理由】

本学部は、アドミッション・ポリシーを明確に定めており、適切な方法および時期に、それを公表、周知して

いると判断する。他方で、求める学生像には、入学に際して必要な基礎学力についての記述があることが望ましいとの指摘もあることから、平成27年度入試に向けて求める学生像の改訂を行い、入学に際して必要な基礎学力に関する記述の追加を行った。

本研究科も、アドミッション・ポリシーを明確に定めており、適切な方法および時期に、それを公表、周知していると判断する。

観点4-1-②： 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。

【観点到に係る状況】

本学部の入学者選抜制度は、一般選抜と特別選抜からなっている（別紙「平成23～25年度入学者選抜要綱」参照）。

一般選抜は、前期日程と後期日程とに区別される。前者の個別学力検査科目は、数学または英語の選択となっており、後者については、小論文を個別学力検査科目としている（別紙「平成23～25年度入試試験問題」）。

特別選抜は、推薦入試（推薦Ⅰおよび推薦Ⅱ）、社会人特別選抜（夜間主コース）から構成される。

推薦Ⅰ入試は、小論文およびグループ・ディスカッション方式による面接を採用している（別紙「平成23～25年度入試試験問題」）。推薦Ⅱ入試は、調査書、志望理由書および大学入試センター試験の総合点による選別方法を採用している。社会人特別選抜は、小論文、面接（3人の面接官による受験者への個人面接方式）および志望理由書による選抜方法を採用している（別紙「平成23～25年度入試試験問題」）。

このほか、本学部では昼間コース、夜間主コースの編入学試験も実施している。昼間コースの編入学試験は、「一般」と「推薦」、「社会人」の三つの区分から構成される。「一般」については、小論文、英語、面接の総合点により、「推薦」、「社会人」については、小論文及び面接の総合点により選抜を行っている。また、夜間主コースの編入学試験は、小論文及び面接の総合点による選抜方法を採用している。なお、いずれの試験についても、面接は3人の面接官による受験者への個人面接方式による（別紙「平成23～25年度入試試験問題」）。

本学部では、以下のように、選抜方法の趣旨を定め、公表している（平成23～25年度入学者選抜要綱および香川大学ホームページ・香川大学のアドミッション・ポリシー（入学者受け入れ方針）「選抜方法の趣旨」を抜粋（再掲））。

《一般選抜》

前期日程

大学入試センター試験では、基礎的な学力をみるために6教科7科目を課しています。個別学力検査では、論理的思考力を測ることのできる数学又は国際的コミュニケーション能力を測ることのできる英語を課します。

後期日程

大学入試センター試験では、基礎的な学力をみるために6教科7科目を課しています。個別学力検査では、高い論理的思考力と文章によるコミュニケーション能力を持った学生を選抜するため小論文試験を課します。

《特別選抜》

センター試験を免除する推薦入試（推薦Ⅰ）

論理的思考力とコミュニケーション能力をみるため小論文と面接を行います。特に、面接はグループ・ディスカッション方式で、現代社会に対する鋭い問題意識、創造的な思考力、的確な表現力と説得力を重視します。

センター試験を課す推薦入試（推薦Ⅱ）

基礎学力に加えて現代社会に対する関心をみるため、調査書の審査では地歴・公民の成績を重視します。大学入試センター試験の教科は、国語に加え、論理的思考力を測ることのできる数学又は国際的コミュニケーション能力を測ることのできる英語のいずれかによる受験を求めます。

《編入学》

編入学試験（3年次に編入）は、小論文と英語の筆記試験（推薦・社会人では、小論文のみ）と面接により、3年次編入に必要な学力、法学・政治学の知識、論理的思考力、コミュニケーション能力をみます。面接では志望動機や勉学する意欲を確認します。

本学部では、この選抜方法の趣旨に沿った出題採点・面接実施要領を作成し、これを出題採点・面接委員に事前に配付している（別紙「出題採点実施要領」および「面接実施要領」参照）。さらに、入試問題については、この選抜方法の趣旨に照らして適切な問題となっているかにつき、学部入試委員会が事前点検を行っている。

本研究科では、入試は第1次募集（9月末の休日に行われるのを例とする）、第2次募集（1月末の平日に行われるのを例とする）に分けて行われる。入学試験では、本研究科のアドミッション・ポリシーに教育目標として示されている「法学、政治学の、「高度に」専門的な知識を習得、発展させること」、「それらの知識を社会の様々な方面で応用し、活用する能力を主体的な研究を通じて学んでいくこと」ができる資質を備えているかを測るために、筆記試験2科目（専門科目1科目及び専門以外の科目1科目）ならびに口頭試問による選抜を行っている（一般選抜）。他方で、「求める大学院生像」の「②既に社会人として働いており、仕事に必要な実務能力をよりいっそう伸ばしたいと思っている人」に示されているように、本研究科は社会人に対する教育機会の提供を目指している。こうした社会人受験者については、筆記試験1科目（専門科目）ならびに研究計画書、口頭試問による選抜を行っている（社会人選抜）。さらに一般選抜には、学業成績が優秀で本研究科で学ぶ上で必要とされる資質を備えていると判断される者に対する、筆記試験免除の特例がある。以上ことは、ホームページ上に以下の文章で説明されている。

法学研究科では、社会人・学生を問わずより多様な学生を募集するため、2回にわたり入学者選抜を行っています。通常、9月と1月に行われ、時期や曜日を変えて、一般選抜（筆記試験2科目型）・社会人特別選抜（筆記試験1科目型）及び筆記試験免除など、多様な選抜を実施しています。

入学試験は、大学院運営委員会を責任主体として、出題採点委員・面接委員を選定し作問等を依頼し、アドミッション・ポリシーに基づいて適切に行なわれている。

試験に関しては、出題採点委員・面接委員を選定し作問等を依頼した上で、研究科運営委員が事前点検を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

本学部では、アドミッション・ポリシーに基づいて、選抜方法の趣旨が策定され、求める人材に応じた試験方法を実施している。これをより徹底化するために、出題採点・面接実施要領を、委員に配付し、入試問題がこの選抜方法の趣旨に照らして適切なものとなっているかを、学部入試委員が事前に点検している。したがって、本学部は、アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受け入れ方法が、採用されており、実質的に機能していると判断する。

本研究科では、アドミッション・ポリシーに基づいた選抜方法が実施され、求める人材像の多様性に対応した試験方法が採用されている。これを徹底するために、出題採点委員・面接委員を選定し作問等を依頼したうえで、研究科運営委員が事前点検を行っている。したがって法学研究科は、アドミッション・ポリシーに基づいた適切な学生の受け入れ方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

観点4-1-③： 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

【観点に係る状況】

本学部では、学部入試委員会（4名の委員）が、入学者選抜にかかる業務を行っている。月1回のペースで会議を行い、合否判定に関しては、学部長が参加することになっている。

本学部では、入試業務は本務であり、これに関わる業務を割り振られた場合には、これを最優先してもらうことを基本方針としている。これをより徹底するために、次年度試験日程が決まり次第、教授会に報告し、4月開催の教授会において、出題採点委員および監督者の選定方法を確認し（別紙「平成23～25年度4月開催・教授会議事録」参照）、選定結果につき、毎年度5月中に、出題採点委員および面接委員に通知している。

学生募集要項および選抜試験実施要綱については、学部入試委員会で検討し、これを教授会に諮っている（別紙「平成23～25年度教授会議事録」参照）。

出題採点委員には、当該選抜試験実施日1ヶ月前に、面接委員には3週間前に、出題採点実施要領および面接実施要領を配付し、アドミッション・ポリシーに沿った出題採点および面接がなされるようにしている（別紙「出題採点実施要領」および「面接実施要領」参照）。

入試問題については、学部入試委員が事前点検を行っている。

試験の実施にあたっては、学部長を実施責任者とし、学部入試委員を実施委員とする実施体制をとっている。また、実施日程、実施体制、監督要領等からなる選抜試験実施要綱を作成し、万全の体制で臨んでいる（別紙「平成23～25年度試験実施要領」参照）。

本研究科の入試実施体制は、研究科運営委員会が決定している。運営委員会は、入試案件を審議し、研究科長を含めたメンバーで入試判定を行っている。

本研究科では、入試は最優先事項であり、年度初めに入試日程が決定するとこれを教授会において周知し、第1次募集に関しては6月開催教授会、第2次募集に関しては10月開催教授会で、出題採点委員および監督者の選定を行っている。

学生募集要項および選抜試験実施要綱については、研究科運営委員会で検討し、これを教授会に諮っている（「平成24～26年度香川大学大学院法学研究科入学試験実施要項」）。

入試問題は、研究科運営委員が事前点検を行っている。

試験の実施にあたっては、研究科長を実施責任者とし、大学院運営委員を実施委員とする実施体制をとっている。また、実施日程、実施体制、監督要領等からなる入学試験実施要項を作成、万全の体制で臨んでいる（「平成24～26年度香川大学大学院法学研究科入学試験実施要項」）。さらに、一般選抜・社会人選抜ともに「入試

実施に関する申し合わせ」を作成し、厳格な選抜方法を実施している。

【分析結果とその根拠理由】

入試の実施体制については、規則等は策定していないが、本学部では、入試の実施に当たって試験監督等入試業務を学部の本務とする基本方針が教職員間で共有されており、学部全体で取り組むことになっている。これらのことから、本学部では、実際の入学者選抜が、適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

本研究科では、入試の実施体制に関する規則等を現在策定中であるが、少なくとも現行の体制に関する限り、入試の実施に当たって試験監督等入試業務を学部の本務とする基本方針が教職員間で共有されており、研究科全体で取り組むことになっている。これらのことから、本研究科では、実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

観点4-1-④：入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

【観点に係る状況】

入学者の入試別成績調査を行うことで、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が行われているかを検証している（別紙「過去3年間における入試区分別GPAの平均値」参照）。それによれば、後期入試入学者のGPAが最も高く、続いて前期入試、推薦Ⅱ入試、推薦Ⅰ入試の入学者のそれが続くが、その間に特別に大きな差異があるわけではない。また、4年間で卒業できなかった学生や退学者の割合も、年によって若干の高低はあるものの、入試形態ごとの一貫した傾向は確認できない。こうした結果は、いずれの入試方法によって選抜された学生も、ほぼ同等の資質を有していたことを示していると理解できる。

また、入試委員会は高校生の進学動向や高校側の進路指導のあり方を探るために、毎年夏に30～40校に上る高校を訪問し、進路指導担当教員との面談を重ねてきた（別紙「平成24年度高校訪問記録」参照）。さらに入試懇談会での高校教員との個別相談を通じて、本学部の入試制度のあり方について意見を聴取してきた。こうした機会において、高校側から、一般入試のセンター試験において公民の受験を必須としていることが、受験者の選択を狭めているとの指摘があったことを受け、平成27年度一般入試からはセンター試験において地歴・公民から合計2科目を選択する（つまり、地歴から2科目を選択することも可とする）こととし、受験者の選択の自由を拡大することによって多様な学生を受け入れることを決定した。

本研究科では、定員が8名とかなり少ないため、かならずしも特別の検証作業は行っていないが必要とは考えられてこなかった。平成25年度入学者は社会人4名、一般2名、平成24年度入学者は社会人6名、一般2名、平成23年度入学者は社会人4名、一般4名と、アドミッション・ポリシー①～③の人材像に大きく偏りが無い受け入れ数となっている。さらに、一時的に落ち込んでいた一般選抜入試合格者を増加させ、実質化させるために、筆記試験免除制度を導入した。

【分析結果とその根拠理由】

GPA等を用いた検証の結果からは、入試形態による入学後の学習状況に大きな差は認められず、さしあたり、それぞれの入試方法に著しい問題はないと考えられる。また、高校の進路指導担当教員との面談を通じて得られた声に基づき、多様な学生を受け入れるために、平成27年度一般入試からはセンター試験において地歴・公民から合計2科目を選択することとし、受験者の選択の自由を拡大することを決定した。以上から、本学部では、

入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断できる。

本研究科は、アドミッション・ポリシー①～③の人材像に対応した学生を受け入れるために、特別の検証作業を行ってはいないものの、その受け入れは①～③のバランスがとれており、さらに一般選抜入試の実質化をはかるための取り組みとして筆記試験免除制度を導入した。少数数であり、特別の検証作業を行わずとも常に日常業務の中で検証が常に行われているものと判断する。

観点4-2-①： 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

【観点到に係る状況】

	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	募集人員	入学者数	募集人員	入学者数	募集人員	入学者数
昼間コース	150	159	150	159	150	157
夜間主コース	10	3	10	2	10	7
計	160	160	160	161	160	164

出典：「平成25年度 入試、学生生活および就職等関係資料」

入学定員（昼夜合計で160名）と実入学者数との適正化を図るため、本学部では、過去のデータを分析し、当該年度の実入学者数を算出し、これを教授会に諮っている。その結果として、募集人員を超過した入学者数は平成23年度入試では0名、平成24年度入試では1名、平成25年度入試では4名にすぎず、本学部では募集人員と実際の入学者数の差異はほとんどないと言ってよい。ただし、夜間主コースに絞って見ると、ここ3年の入学者数は、平成23年度から順に、3名、2名、7名となっており、募集人員（10名）を大幅に下回っているのが現状である。こうした状況を改善し、志願者の増加を図るために、平成24年から、夜間主コースを紹介するとともに入試情報を掲載したポスターとチラシを作成し、コトデン瓦町駅のチラシラックに配架した（別紙「夜間主コース 学生募集ポスター」「夜間主コース 学生募集チラシ」）。また、従来から県内の地方自治体や企業に募集要項等を送付していたが、その送付先を図書館や文化施設にまで拡大するとともに、新たに作成したポスターやチラシも併せて送付し、掲示、配布を依頼した（別紙「夜間主コース学生募集要項等送付先一覧」）。

本研究科の募集人員は8名で一定である。それに対して平成23年度は合格者数9名、入学者数8名、平成24年度は合格者数8名、入学者数7名、平成25年度は合格者数6名、入学者数6名と、ここ数年で大きく定員を割り込んだことはない。

【分析結果とその根拠理由】

本学部全体としては、実入学者数は募集定員を満たしながら、なおかつほとんど超過しておらず、入学定員と実入学者数との関係は適正であると判断できるが、夜間主コースに関しては、入学定員を大幅に下回る状況が続いている。これに対しては、平成25年度入試に向けて新規の広報活動を行うなど、改善のための取組を行っている。その結果、平成23年度は3名、平成24年度は2名にまで落ち込んでいた入学者数は、7名にまで改善した。まだ、定員を充足するには至っていないが、一定の成果は得られたと考えられる。

本研究科は、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっておらず、入学定員と実入学者数との関係の適正であると判断できる。「定員充足率」という観点からは10%を超えて割り込む年度があるものの、定員が8名であるので、1名でも欠ければ10%以上の定員不足が起こる構造に内在的になっており、大きな問題ではないと考える。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

アドミッション・ポリシーだけでなく、選抜方法の趣旨を策定公表しており、その結果、受験生および保護者に対して、適切な情報提供をしていると評価できる。本学部が求める学生に応じた様々な選抜方法を設け、受け入れ結果を検証し、アドミッション・ポリシーを実質化している。

【改善を要する点】※改善計画を含む。

異なる入学者選抜方法で受け入れた学生に対して、入学後追跡調査を継続的に行い、その結果をもとに入学者選抜方法の一層の改善につなげることが、今後の課題である。

基準 5 教育内容及び方法

(1) 観点ごとの分析

<学士課程>

観点 5-1-①： 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

【観点到係る状況】

法学部では、公共的市民の育成、法学的素養を備えた専門職業人（法学専門職業人）の養成などをディプロマ・ポリシー（DP）として掲げている（香川大学ホームページ（http://www.kagawa-u.ac.jp/faculty/law/di_policy/））。これを実現するためには、正義、人権、自由、平等といった基本理念、政治制度や法制度への理解、制度の実態や政策過程に関する理解を育むことが不可欠であるが、そのために、まず、学部開設科目との有機的に連携した全学共通科目（教養科目）の幅広い履修（歴史学、経済学、社会学など隣接学問領域の学習を含む）と、文章技術、対話作法、情報機器操作などのコミュニケーション方法の習得が図られている。更に、専門の分野においては、法律学と政策科学の段階的な学習を通じて、専門知識や職業的技術の基本の習得が図られている。また、これらと同時並行に、全学年を通じて行われる少人数ゼミが用意されている（『平成 25 年度修学案内』3-4 頁）。

カリキュラム・ポリシーは、修学案内に理念・目標として掲げられ、平成 23 年度にはカリキュラムマップを作成し、DP を実現するための教育を心がけている（平成 26 年 6 月に改訂）。カリキュラムマップは、学生が、科目を履修していく順序、科目と科目の内容の関係を知らず有意な資料であり、学生と教員の間での可視化されたカリキュラムの共有を可能にしている（別添資料：「法学部カリキュラムマップ」）。

【分析結果とその根拠理由】

教育上の目的を達成するために必要な授業科目を、入門的な内容から専門的な内容まで、体系的に編成していると判断される。また、カリキュラムマップを作成することにより、学生と教員が、学士課程教育全体を見通すことが可能になっている。

以上のことから本観点を満たしていると判断する。

観点 5-1-②： 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

【観点到係る状況】

本学部では、ディプロマ・ポリシーとの関係・整合性を図表等で示したカリキュラムマップを作成してディプロマ・ポリシー実現のための教育を行うことをカリキュラム・ポリシーとしている。それらを体系化したカリキュラムとして履修コース制を設けており、学生はコースごとに指定された選択科目及び自由科目の区分にしたがって授業科目を履修しなければならない。学部開設科目としては、必修科目である演習 6 単位の他、選択科目 30 単位以上、自由科目 58 単位以上の合計 94 単位以上を修得することを卒業要件としている。内、他学部等開設科目は 22 単位を上限に卒業要件単位として認めている。

これらカリキュラム・ポリシーと履修コース制及び卒業認定基準の関連については、修学案内に明記しており（平成 25 年度修学案内 2-4 頁、9-13 頁）、特に履修コース制については標準的履修モデルを提示することにより、学生により分かりやすく詳細に説明している（平成 25 年度修学案内 165-172 頁）。

本学部では、昼間コースと夜間主コースを設置している。いずれの教育課程も、学則 41 条に基づき、「全学共通科目」と「学部開設科目」から編成される。卒業要件単位は、昼間コースにおいては全学共通科目 34 単位以上、学部開設科目 94 単位以上の計 128 単位以上であり、夜間主コースにおいては全学共通科目 28 単位以上、学部開設科目 96 単位以上の計 124 単位以上である（別添資料『平成 25 年度修学案内』6 頁、『平成 25 年度夜間主コース修学案内』19 頁参照）。

全学共通科目は教養教育のための科目であり、主題科目（主題 A・B）、学問基礎科目、大学入門ゼミ、情報リテラシー、外国語科目、健康・スポーツ実技、高学年向け教養科目から構成される。主題科目は 21 世紀の課題に対応した主題が設定されており、学生は、昼間コース・夜間主コースともに、8 単位以上を履修する。また学問基礎科目は、昼間コースの学生の場合、法学専門教育と関連の深い哲学、社会学、経済学など 11 分野から 6 単位以上を、夜間主コースについては 16 科目から選択して 8 単位以上を修得する（別添資料『平成 25 年度全学共通科目修学案内』8-9 頁、『平成 25 年度夜間主コース修学案内』19 頁参照）。

学部開設科目は、専門基礎科目と専門科目に区分される。昼間コースについては、一年次配当の基礎ゼミ、二年次配当のプロゼミが専門基礎科目に該当し、その他の科目が専門科目となる。必修科目は演習（6 単位）であり、法律基礎・社会設計それぞれのコースごとに指定された選択科目（30 単位）、本学部・経済学部開設科目および教育学部開設科目の一部である自由科目（58 単位、専門基礎科目は自由科目となる）を修得するカリキュラムとなっている。なお、基礎ゼミ・プロゼミは、事実上、全員が履修できるよう割り振りをしており、履修説明会も開催している。夜間主コースについては、一年次配当の法学入門が専門基礎科目、その他の科目が専門科目と位置付けられる。学部開設科目には、法学部が指定する経済学部開設科目の一部も含まれ、学部開設科目はいずれも自由科目となる。（別添資料『平成 25 年度修学案内』10-11 頁、『平成 25 年度夜間主コース修学案内』22 頁）。

専門科目の授業形態には、おもに講義形式とゼミナール形式がある。講義では、各専門領域の入門、基礎、応用的な科目が開講されるとともに、幅広い専門領域が扱われる。なお講義科目は、一年次に入門科目を中心として 9 科目 20 単位、二年次に 20 科目 52 単位が配当されている。また、ゼミナールは、昼間コースでは基礎ゼミ（一年次後期）、プロゼミ（二年次前後期）、演習（三年次・四年次前期または後期）が開講されており、ほぼ在学する全期間を通じた少人数・双方向教育が行われている。夜間主コースにおいても、三、四年次配当の演習が開講されている（別添資料『平成 25 年度修学案内』10-11 頁、『平成 25 年度夜間主コース修学案内』22 頁）。なお、平成 25 年度より弁護士、自治体関係者、金融機関等の外部講師による将来の進路を見据えた 2 年次から 4 年次にかけて「進路プログラム」（法律専門職、行政専門職、企業）を開講している。

【分析結果とその根拠理由】

本学部では、科学的に社会を理解し、法的な紛争解決と政策立案について豊かな見識と法的技術を習得することができるよう、幅広く法学および政治学に関する科目を開講している。その一方で、コース別に選択科目を指定し、さらに希望する進路や取得を目指す資格に応じた標準的履修モデルを示すことにより、体系的な学習を可能にしている。また昼間コースでは、全学共通科目の共通科目において、法学・政治学との関連が深い科目の履修をするよう指定するなど、教養教育と専門教育の間の関連性にも注意が払われている。以上のことから、授業科目の配置は教育目的や授与される学位に対して適切であり、カリキュラム・ポリシーに基づく体系性のある教育課程が確保されていると判断される。

観点5-1-③： 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【観点に係る状況】

本学部では学生の多様なニーズに対応すべく、学部開設科目以外にも多様な形態で単位の取得を可能としている。例えば、経済学部開設科目や教育学部開設科目の一部は、法学部開設科目として扱われ、特に指定された科目（経済学、経営学等の基幹的な科目）は、コースごとに指定された選択科目として扱われる（別添資料：『平成25年度修学案内』11頁）。また、中国・四国地区の六大学と単位互換制度が設けられており、本学では履修できない科目の受講を可能としている（県内五大学及び放送大学間の単位互換協定 http://www.kagawa-u.ac.jp/campus_life/about_class/credit_transfer_system/）。（別添資料：岡山大学法学部と香川大学法学部との間における単位互換に関する実施細則、平成25年度香川大学単位互換科目履修案内、『平成25年度修学案内』15頁）。その他、民間企業や地方自治体等におけるインターンシップや国連グローバル・セミナーなどに対しては、特別講義を履修したものとして単位認定を行っている（別添資料：『平成25年度修学案内』15頁、239頁、『平成24年度インターンシップ実施報告書』）。また、編入学生に対しては、編入前に所属していた大学等での既修得単位の認定を行っている。また、入学時に教務委員が個別に履修指導を行ったり、履修登録の制限を緩和するなどして、2年間の在学で卒業が可能になるよう配慮を行っている（別添資料：『平成25年度修学案内』16頁）。

さらに、平成25年度より、学生の将来のキャリア形成に資することを目的として「進路プログラム」を新設している。主要な職種に応じた3つのプログラム（法律専門職プログラム・行政職プログラム・企業プログラム）を設け、弁護士、司法書士、県庁や市役所の職員、銀行員等の実務家を講師に迎え、実務と法律や政治学との関係性や当該職業の社会での役割を学ぶ、理論と実務の架橋を目指した授業を実施している（別添資料：『平成25年度修学案内』134-135頁）。

授業内容が研究活動の成果を反映したものとなっている例を、以下の資料5Aに示す。

資料5A

授業科目名	担当者	授業内容	研究活動の成果
労働法	松尾邦之	わが国の労使関係を前提とする現行労働法のポイントを講述する。	労委労協中国・四国ブロック研修会講演「地方公務員制度改革における労使関係制度の改革について」平成24年6月11日
福祉社会と法	松尾邦之	社会保障・社会福祉、労働、教育などの社会制度と法を概観し、現状評価を行う。	放送大学香川学習センター公開講演『税と社会保障の一体改革』平成25年2月9日
政治行動論	堤英敬	有権者・政党・政治家の政治行動	堤英敬「政策公約にみる政党一候補者関係」『香川法学』32巻3・4号、2013年、223-

			258 頁
国際関係論	井上正也	国際政治に関する理論と歴史について学習する。	井上正也『日中国交正常化の政治史』名古屋大学出版会、2010 年

【分析結果とその根拠理由】

本学部で開講されている科目に加え、他学部や他大学で開講されている科目や、インターンシップ、国連グローバル・セミナーなどを卒業要件単位として認めるなどして、学生の多様なニーズに対応している。また、編入学生への制度的な配慮を行うなど、社会からの要請等にも対応した教育課程の編成を行っている。

また、上記のように、授業内容と研究活動との間に関連が見られることから、授業の内容が、学術の発展動向を反映したものとなっていると判断する。

以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点 5-2-①： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

【観点に係る状況】

本学部の授業は、主として講義形式とゼミナール形式の授業が行われている。カリキュラムの中心となるのは講義形式であるが、ゼミナール形式の授業は、三、四年次の演習を必修科目とし、また一、二年次配当の基礎ゼミ、プロゼミも全学生が受講可能となるよう、各学期に 7~8 開講することで、学生が四年間を通じてゼミナール形式の授業を受講できる体制を整えている。（別添資料『平成 25 年度修学案内』127-128 頁）

講義形式の授業においては、ビデオやプロジェクター等視聴覚機器の活用や、学生との質疑応答、コミュニケーション・カードの活用といった工夫がなされている。また、ゼミナール形式の授業においては、ディベートやディスカッションといった対話・討論型の授業や、フィールドワークを採り入れた授業が行われている（別添資料：『平成 25 年度修学案内』176-276 頁）。

フィールドワークを採り入れた授業の例を、以下の資料 5B に示す。

資料 5B

担当教員	内容
小澤久仁男	「演習（行政法）」におけるフィールドワーク
佐川友佳子	「演習（刑事法）」におけるフィールドワーク
平野美紀	「演習（刑事政策学）」における犯罪者の社会復帰に関するフィールドワーク
吉井匡	「演習（刑事訴訟法）」におけるフィールドワーク

【分析結果とその根拠理由】

授業形態は、講義形式を中心としながら、少人数・双方向型のゼミナール形式が学生の在学期間を通じて取り

入れられている。また、多数の授業で様々な学習指導法の工夫が行われている。以上のことから、授業形態の組合せ・バランスは適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断できる。

観点5-2-②： 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点に係る状況】

各授業は、15週にわたる期間を単位として行われている（別添資料：平成25年度行事予定表（学年暦））。

単位の実質化を図るために、履修登録を年間44単位・半期26単位（編入学生・三年次転学部生は年間52単位・半期30単位）までに制限している（別添資料『平成25年度修学案内』16-17頁）。また、シラバスに「授業及び学習の方法」の欄を設け、自学自習の方法を示して授業外での学習を促すとともに、多元的評価を導入して、授業期間中にレポートを課したり、小テストを実施したりしている（別添資料『平成25年度修学案内』176-276頁）。

これに加え、GPA（Grade Point Average）制度を導入して、早期卒業の要件としたり（累積3.0を超える）、成績優秀者の表彰（二、三年次は前年度3.0以上、四年次は累積3.0以上）に用いるなどしている。（別添資料『平成25年度修学案内』6-7頁、140-141頁）

【分析結果とその根拠理由】

履修登録可能な単位数を制限したり、多元的評価を導入するなどして、自学自習の促進が図られている。また、GPA制度を導入し、成績優秀者の判断材料として用いることで、学生の学習意欲を高めるよう工夫されている。これらのことから、単位が実質化するよう配慮されていると判断される。

観点5-2-③： 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点に係る状況】

すべての学部開設科目について、授業の概要、授業の目的・達成目標、授業及び学習の方法、成績評価の方法と基準、授業計画、教科書、参考書、オフィスアワーが記載されたシラバスを作成している。シラバスは冊子として配布しているほか、ホームページでも閲覧が可能である（香川大学教務システム Dream Campus (<https://www2.st.kagawa-u.ac.jp/Portal/LogIn.aspx>)（別添資料：平成25年度修学案内』176-276頁））。

【分析結果とその根拠理由】

上記のような構成のシラバスを作成し、配布・公開、活用していることから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。なお、授業評価アンケートの「シラバスに、授業の到達目標がわかりやすく書かれている」の項目は、平成22年度3.58、平成23年度3.69、平成24年度3.76であり、上昇している。

以上のことから本観点を満たしていると判断する。

観点5-2-④： 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

【観点に係る状況】

基礎学力不足の学生に対する補習授業は、現在のところ組織的には行われていないが、前年度の取得単位数が少ない学生に対しては、教務委員が面談を行い、学習指導を行っている。なお、平成 25 年度から全学共通科目の大学入門ゼミを法学部生を対象として開講しており、情報整理の方法、レポートの書き方、日本語技法、プレゼンテーションの方法について、共通コンテンツとして当初 4 回程度、担当教員が共同して講義をしている。（別添資料：「香川大学附属図書館開館時間外利用実施要項」、教務委員会申し合わせ「成績不良者の取り扱いについて」）

【分析結果とその根拠理由】

基礎学力に関しては、大学入門ゼミを有効に活用していく必要がある。

観点 5-2-⑤： 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

【観点に係る状況】

本学部には夜間主コースが設置されているが、このコースに在籍する学生は社会人であるため、平日の 6 限（18:00～19:30）、7 限（19:40～21:10）や、土曜日に授業を開講することで、仕事等に支障を来すことなく受講できるよう配慮をしている（別添資料：『平成 25 年度夜間主コース修学案内』裏表紙、179 頁）。なお、夜間主コースの学生も一定の範囲で、昼間コースで開講される科目を履修することができる（別添資料：『平成 25 年度夜間主コース修学案内』20 頁、23 頁）。なお、入学当初にガイダンスと懇談会を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

社会人学生が仕事等に支障を来すことなく授業に出席できるよう、平日の夜間、あるいは土曜日に授業が開講されており、時間割の設定は適切であると判断される。

観点 5-3-①： 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

【観点に係る状況】

平成 23 年 9 月に以下のディプロマ・ポリシーを定めた。

○教育目標

香川大学共通教育スタンダード（課題探究能力・コミュニケーション能力・広範な知識・地域への関心と理解力・市民的責任感と倫理観）の育成を基礎として、法律学や政治学など社会科学の体系的・複眼的学習を通じ、法実務・政策実務に携わる法学的素養を備えた専門職業人並びに立憲民主主義・私的自治を担い、政策形成過程に主体的にかかわることのできる公共的市民を育てる。

○ディプロマ・ポリシー

香川大学の学士課程を修了し、本学が送り出す学士・21世紀市民として保証する最低限の基本的な項目は、次のとおりです。

◇言語運用能力

共通教育で培われた日本語及び1つ以上の外国語のコミュニケーション能力をベースとして、法学・政治学分野において求められる基礎的な文章技術、対話作法、情報機器操作を習得している。

◇知識・理解（学士（法学）及び21世紀型市民として）

- ・21世紀社会において市民に求められる歴史・文化の知見、また、現代の社会・自然への関心と国際的視野をもっている。
- ・法学・政治学分野において求められる正義、人権、自由、平等などの基本理念について基礎的知識を有しており、一般社会人に対して説明する能力を身につけている。
- ・実定法分野の概要および主要な解釈理論と争点について基礎的知識を有しており、一般社会人に対して説明する能力を身につけている。
- ・政策科学分野の概要および主要な理論と争点について基礎的知識を有しており、一般社会人に対して説明する能力を身につけている。

◇問題解決・課題探求能力

- ・法律学における基礎知識の活用能力としてのリーガルマインドと法的紛争解決のための基礎的スキルを身につけている。
- ・政策的課題の発見と実務的な解決を探る能力としての政策マインドと政策的な課題解決のための基礎的スキルを身につけている。

◇倫理観・社会的責任

- ・権利の主体として、また公共的市民として自他を尊重すべきことを認識している。
- ・公権力や社会的権力の濫用を監視し、適切に問題解決に努めるべきことを理解している。

【分析結果とその根拠理由】

ディプロマ・ポリシー（DP）は、学位授与の方針、すなわち学士課程教育として保証する最低限の基本的な資質を示すものである（香川大学ホームページ〈各学部・大学院のご案内〉〈法学部・法学研究科 http://www.kagawa-u.ac.jp/faculty/law/di_policy/）。DPは、分野別質保証（専門分野で学士課程教育を受けるすべての学生が身につけることを目指すべき基本的な素養）を明確にしたうえで、全学共通教育のスタンダード、学部の特性等を考慮して作成した（香川大学ホームページ〈大学案内〉〈大学の取り組みとビジョン〉〈教育改革〉「香川大学の学士課程教育」（H23.9.22）<http://www.kagawa-u.ac.jp/information/approach/future/>）。

以上のことから本観点を満たしていると判断する。

観点5-3-②：成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

成績評価基準は、期末試験、小テスト、レポート等により、秀（90 以上）・優（80～90 未満）・良（70～80 未満）・可（60～70 未満）・不可（60 未満）の五段階評価に分け、うち秀、優、良、可を合格としているが、秀については成績認定者の 5%以内としている。また、成績評価にあたっては、期末試験、小テスト、レポート、授業への参加度等を適宜組み合わせた多面的評価を実施することとし、成績判定対象者の概ね 7～8 割が単位を取得できるよう授業設計・運営を行うこと、成績評価が特定の評価に過度に偏ることがないようにすることを申し合わせている。（別添資料『平成 25 年度修学案内』17 頁、「法学部開設科目の授業設計・実施ガイドライン」）

成績評価・単位認定は、期末試験、レポート、小テスト等を組み合わせた多面的評価によって行うこととし、授業科目ごとの具体的な成績評価方法は、シラバスの「成績評価の方法と基準」の欄に明示されている。（別添資料『平成 25 年度修学案内』175-276 頁）

GPA3.0 以上の学生は、成績優秀者として毎年度表彰しており、そのうち上位 2 名を特待生として選抜している（別添資料『平成 25 年度修学案内』140 頁）。

【分析結果とその根拠理由】

学則 50 条、53 条に基づき、本学部で上記のような成績評価基準が策定されている。これらは、毎年度、学生に配布される『修学案内』に記載されていることから、教育の目的に応じた成績評価基準は組織として策定され、学生に周知されていると判断される。

観点 5-3-③： 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

成績評価等の正確さを担保するため、学生から成績評価に関する問い合わせを行うための制度が設けられている。具体的な方法は、成績評価に疑問のある学生は、学務第一係を通じて所定の「成績調査依頼票」を授業担当教員に提出し、授業担当教員がこれに回答するというものである（別添資料：『平成 25 年度修学案内』162 頁、「成績調査依頼票」）。

【分析結果とその根拠理由】

成績評価の正確性を担保するため、学生が成績評価に関する問い合わせを行うことができる制度が設けられている。

以上のことから本観点を満たしていると判断する。

観点 5-3-④： 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

本学部では、ディプロマ・ポリシーに従ったカリキュラムとして、履修コース制を設けており、学生はコース

ごとに指定された選択科目及び自由科目の区分にしたがって授業科目を履修しなければならない。学部開設科目としては、必修科目である演習 6 単位の他、選択科目 30 単位以上、自由科目 58 単位以上の合計 94 単位以上を修得することを卒業要件としている。内、他学部等開設科目は 22 単位を上限に卒業要件単位として認めている。これらディプロマ・ポリシーと履修コース制及び卒業認定基準の関連については、修学案内に明記しており（平成 25 年度修学案内 P2-4、P9-13）、特に履修コース制については標準的履修モデルを提示することにより、学生により分かりやすく詳細に説明している（平成 25 年度修学案内 P165-172）。卒業認定基準は、本学に四年以上在籍し、所定の単位を修得することである。ただし、所定の単位を満たした成績優秀者は、四年未満の在学での卒業（早期卒業）が認められている（別添資料『平成 25 年度修学案内』6 頁）。こうした基準は、毎年度初めに学生に配布される各年度版の『修学案内』に掲載されるとともに、年度初めに実施される学年別のオリエンテーションでも周知されている。また卒業認定は、教務委員会で審議したうえで教授会によって行われている。

【分析結果とその根拠理由】

卒業認定は、卒業認定基準に従って、教務委員会で審議したうえで教授会で行われており適切に実施されていると判断する。

<大学院課程（専門職学位課程を含む。）>

観点 5-4-①： 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

【観点に係る状況】

本研究科の教育課程は、研究科規程第 3 条（別表含む）及び 4 条に大枠が定められており、さらに平成 25 年度より新規に制定した修学案内 2 頁～3 頁にわたって記述されている。なお、その編成・実施方針は、これまでの実績を踏まえつつ、平成 26 年度にカリキュラム・ポリシーとして策定されつつある。

本研究科は、平成 25 年現在、専任教員数 22 人を擁し、学生定員は 2 学年合計 16 人である。このように少人数教育が予定されており、学生から見れば常に潤沢な選択肢が用意されている。修了要件単位数は演習 8 単位（必修）を含めて 30 単位であり、そのほとんどを専任教員による講義で満たすことができる（修学案内 6 頁）。もっとも、高度専門職業人の養成を目的とする法学研究科では、法律実務家による講義もまた重視しており、常に税理士・司法書士等の講師陣による講義が用意されている（同修学案内 6 頁）。

修士論文作成のための指導は主に「演習」においてなされている。学生は、これを必ず履修せねばならない（同修学案内 5 頁）。また、ここ数年は修士論文の中間発表会、修士論文報告会が開催されており、全教員による情報共有とともに熱心な指導がなされている。

修士論文審査基準は平成 20 年 12 月教授会によって承認された。その内容は修学案内 13 頁にそのまま掲載されている。

【分析結果とその根拠理由】

本研究科は、高度専門職業人養成という教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設している（大学院設置基準第 11 条第 1 項）。また、隣接的な領域でありながら、学生の進路と密接に関するいくつかの分野について、実務家教員の協力を適切に仰ぎ、最低限度の範囲で有用な講義を開講している。

学位審査基準に関しては、数年前に制定するとともに、その運用をしてきており、適切に周知されている。

以上のことから本観点を満たしていると判断する。

観点 5-4-②： 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

【観点到係る状況】

本研究科では、専門科目を「隣接専門職系列」と「行政法務系列」に分類し、その両方が学生に提供されている（研究科規程別表、修学案内 6 頁）。さらに、学生は、自らの専門領域を入試段階で選択し、その専門領域の教員から演習指導を受けることになっている。さらなる専門性を高めるため、指導教員の教科に関しては「市民生活と法特殊講義」「公共生活と法特殊講義」などの科目を合わせて履修することができるよう配慮されている（研究科規程別表）。

こうした教育課程は、法学修士にふさわしい内容および水準となるように編成されている。その編成・実施方針は、すでに修学案内に示されているが、平成 26 年度においてカリキュラム・ポリシーとして策定されつつある。

【分析結果とその根拠理由】

本研究科は、高度専門職業人の育成という大きな理念の下、教育課程を編成し、学生の選択肢を確保している。その教育課程は、系列化されており、さらに指導教員制度によって専門的な教育がなされるよう配慮されている（大学院設置基準第 12 条）。その内容は、シラバスに全て記述されており、法学修士として求められる高度の専門的知識及び能力と基礎的素養（大学院設置基準第 11 条第 2 項）を養うことができる。

以上のことから本観点を満たしていると判断する。

観点 5-4-③： 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【観点到係る状況】

本研究科は、記述の通り、徹底的な少人数教育を旨としており、学生のニーズを適切に掴んで授業をすることが可能な体制にある。1 授業あたりの受講生数は、多くても 5～6 名程度、通常は 1～2 名程度であり、教員と学生の間で常に講義に対するニーズに配慮できる体制にある。

本研究科には、税理士志望の学生が非常に多いが、そのニーズに対応するため専任教員を置き、演習および租税法特殊講義を設置する（研究科規程別表、修学案内 6 頁）とともに、さらに学生の実務教育へのニーズに対応するため隣接法律職特殊講義において四国税理士会からの支援の下、実務家による講義を開講している。

さらに、本研究科でニーズが毎年のようにある司法書士志望者への対応としては、「民法特殊講義Ⅱ」において不動産登記法の講義を行うほか、隣接法律職特殊講義において香川県司法書士会からの支援を得て、実務家による講義を開講している。

さらに、学生の多様なニーズにも対応するため、たとえば他学部出身の学生には学部開設講義の履修を認めたり（平成 21 年 1 月教授会決定「成績評価および修了要件について（申し合わせ）」）、留学生や社会人入学者

に対してはその枠を広げたりしている（同申し合わせ）。

社会科学としての法学の性質上、社会の動向に配慮しない講義は本来的に考えられないと思われるが、その中でも、たとえば「民法特殊講義Ⅰ」では、民事法分野の新判例を常に研究することを目的とした講義が開設されているなど、社会の動きを適切に取り込もうとする試みは枚挙にいとまがない。

平成 25 年度においては、単位化はされていないが、司法書士事務所へのインターンシップを経験した学生がいる。

平成 24 年 6 月開催の FD 研修会において、法学研究科における授業編成を改善し、さらに学生や社会のニーズに適応するためのコース制設定が議論された。

【分析結果とその根拠理由】

本研究科は、少人数教育を基礎とし、学生からのニーズに常に適合する講義を提供している。特に、税理士・司法書士などの実務家による講義の設置は、学生からのニーズに適合的である。学術、実務の進展に常に対応する講義も設置されており、さらなる教育体制の構築をさぐるために FD 研修会を実施するなど、社会からの要請に配慮しようとしている。

以上のことから本観点を満たしていると判断する。

観点 5-5-①： 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

【観点到に係る状況】

本研究科は、深い専門性を備えた、有為の人材を育成することをその使命としている（修学案内 2 頁）。そのため、最も重視されるのは専門性の獲得である（同 2 頁）。そのため、法学研究科では、演習、特殊講義、外国文献研究、特別講義という 4 つの形態の講義を用意している。

演習は、まさに専門性を獲得するための中心的な講義形態であり、特定の研究課題を設定し、履修者の発表および報告を含め双方向形式でおこなう、学位論文の作成指導等を含む講義である。特殊講義とは、研究課題についてシラバスの講義科目に沿って、履修者の発表および報告を求め双方向で行うもの、および教員の口述または筆記の形式で行うものをさす（以上につき成績評価および修了要件についての申し合わせ第 1 項）。

外国文献研究は、法学の分野で伝統的に行われている、諸外国の法制度を知ることによって自国の制度を相対化し、新たな視座を得ることを目的として、いわゆる輪読形式などを用いてなされる講義である。さらに、それ以外の自由な形式をも許容する特別講義が置かれている。

シラバスも、そのような区別に従って叙述されており、明確な棲み分けができています。たとえば、ゼミ形式、輪読形式、講義形式、判例研究形式、ディベート形式、基礎学力獲得形式などの様々な講義形式が用意されており、学生はそのうちから自由に選択をすることができる。特に、民法、刑法、憲法、行政法など、複数の講義が用意されている法分野に関しては、できるだけ講義形式を分散する努力がなされている（シラバス参照）。

さらに、他大学院の修了生に関しては、既修得単位認定を適切に行うことによって、各人の専門性に配慮した指導を可能としている（香川大学大学院入学前の既修得単位の認定に関する規則）。

【分析結果とその根拠理由】

本研究科は、演習、特殊講義、外国文献研究、特別講義という 4 つの形態の講義を用意しており、それぞれに

対応した講義内容が用意されている。また、ゼミ形式、輪読形式、講義形式、判例研究形式、ディベート形式、基礎学力獲得形式などの様々な講義形式が用意されており、そのバランスも良好である。

以上のことから本観点を満たしていると判断する。

観点 5-5-②： 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点到係る状況】

本研究科は、平成 23 年度以降、従来の通年 4 単位開講を廃し、半期 2 単位での開講に切り替えた。そのため学生は、半期ごとに 15 回の授業と定期試験（ないしはレポート提出など）によって評価されなければならない、単位の実質化がはかられた。

また、本研究科には単位の取得上限制度はない。しかし、半期ごとに提出する「大学院法学研究科授業科目履修表」には、必ず指導教員に履修科目の承認を受けねばならず、学生は履修表の作成段階でかなり熟慮して履修表を作成している。

「成績評価及び修了要件についての申し合わせ」第 2 項には、演習および特殊講義についての成績評価の基準が明確に規定され、どのような能力がそれぞれの講義形式で求められるかを明確に規定している。

さらに、社会人学生に関しては、長期履修を選択することによって、1 講義あたりの講義時間を確保することができるように配慮されている。

【分析結果とその根拠理由】

本研究科においては、単位の取得制限はないが、これは、もともと修了要件が 30 単位しかないことや、専門性に配慮して 2 年次における「公共生活と法特殊講義」「市民社会と法特殊講義」などの開講がなされていることの裏返しであり、必要のない制度であると考えられる。

単位の实質化に関しては、指導教員によるきめ細やかな指導、「成績評価及び修了要件についての申し合わせ」第 2 項による講義内容の明確化、長期履修制度による履修内容の实質化によって配慮がなされていると評価できる。

観点 5-5-③： 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点到係る状況】

本研究科では、毎年 4 月にその年度の開講科目のシラバスを Web で公開するとともに、年度当初のガイダンスで紙媒体でも配布している（平成 25 年度より修学案内と一体化されている。）。

シラバスの記載内容は科目名や担当教員名、授業概要だけでなく、各回の授業内容、到達目標、関連授業科目、教科書参考書の指定等が挙げられており、よほど特殊な事情がない限り空欄になっているものはない。

毎年 4 月に行われるガイダンスでは、各科目の内容を概括的に伝えるためにシラバスを参照させ、そのシラバスの記載内容を基礎に講義選択をするよう指導している。いくつかの講義では、初回の講義にシラバスの持参を義務付け、講義の見取り図的な解説をすることが通例化している。

平成 24 年度末に全学教務委員会において大学院シラバスの作成ガイドラインが制定された。

【分析結果とその根拠理由】

本研究科においては、適切なシラバスが作成され、ガイダンスや初回の講義などで活用されている。少人数教育を旨とし、常に変化する社会や学生のニーズに応じて、必ずしもシラバスの記載に縛られることなく、常にシラバスの改変を許容し、フレキシブルな対応を可能にする必要があるが、そのような対応は現在のところ為されておらず、今後改善をはかる必要がある。

法学研究科では、毎年4月にその年度の開講科目のシラバスをWebで公開するとともに、年度当初のガイダンスで紙媒体でも配布している（平成25年度より修学案内と一体化されている。）。

シラバスの記載内容は科目名や担当教員名、授業概要だけでなく、各回の授業内容、到達目標、関連授業科目、教科書参考書の指定等が挙げられており、よほど特殊な事情がない限りは空欄になっているものはない。

観点5-5-④： 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

【観点に係る状況】

本研究科は、教育方法の特例によって夜間の講義の開講を許されている。

平成25年10月現在で社会人学生は9名在籍しているが、そのために開講されている夜間講義（午後6時以降の講義）は、労働法特殊講義B、隣接法律職特殊講義B、民法特殊講義ⅢB、など7講義に及んでいる。

特に、隣接法律職特殊講義は、実務家による講義であり、その性質上、夜間の時間帯でしか事実上開講できない。

【分析結果とその根拠理由】

本研究科は、社会人学生の割合が高く、社会人向けに夜間時間帯の講義が多く開講されている（大学院設置基準第14条参照）。

本研究科に通う社会人学生のほとんどは高松市など近隣で働く者であり、地域に貢献する大学院として必要な措置であると評価できる。

以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点5-5-⑤： 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

【観点に係る状況】

本研究科では、指導教員制がとられ（法学研究科規程第2条1項）、学位論文指導にあたっている。さらに副指導教員を置くこともでき、半数以上の学生が利用している（同第2条第2項）。指導教員は常に研究科に在籍する専任教員であり（同第2条第3項）、充実した指導がなされている。

通常は2年間での研究論文の作成を基本としているが、社会人でより充実した指導を望む者に対しては長期履修制度も用意されている（研究科規程第5条）。

学位論文作成指導は、「演習」の中で行われている（「成績評価および修了要件について（申し合わせ）」第

1 項および 2 項)。詳細はシラバスに記載されているが、各教員とも講義内容と共に論文作成の方針や年間計画の大きな指針を明確にシラバスに記載している。

研究テーマに関する指導は各教員が行うが、研究科としても、修士論文中間報告会、修士論文報告会などによって幅広い意見を取り入れて指導がなされるよう配慮している。

学位論文は、指導教員が主査となって評価報告書を作成する。教授会に評価報告書が提出されるので、その報告書によって指導の実績が報告されるのが通例である（評価報告書については、教授会資料となっているが、個人の情報を含む可能性もあるので、データを示さない）。

大学院学生は、適宜 TA として採用され、学部講義の補助等に当たっている。

【分析結果とその根拠理由】

研究科規程第 2 条各号には、学位論文指導体制が明確に規定されている。また、学位論文作成指導は「演習」のなかで行われている。研究テーマの指導は、各個別に行われているが研究科としても中間報告会などによって補助的な役割を果たしている。TA に採用される学生もおり、学部講義の補助等に当たることにより学生の能力は高まっている。

以上のことから本観点を満たしていると判断する。

観点 5-6-①： 学位授与方針が明確に定められているか。

【観点到係る状況】

成績評価および修了要件について（申し合わせ）」第 3 項は、その修了要件を明示している。その内容は、在学期間、必修科目含め 30 単位の修得、学位論文の審査、最終試験に合格することであり、大学院設置基準第 16 条に厳格にしたがうとともに、より厳格な運用をしている。なお、学位授与方針としては、1、法学および政治学の各領域において、高度の専門知識を備え、さまざまな社会事象を的確に理解し、分析することができる（専門知識・理解）、2、明晰な論理的思考力をもって高度な研究を行ない、その成果を実践的に応用することができる（研究力・応用力）、3、高い倫理観と責任感をもって社会の発展に寄与することができる（倫理観・社会的責任）、4、地域の課題をふまえ、グローバルな視野と思考を備えて、高度な研究活動を行なうことができる（グローバルマインド）の 4 点からなるディプロマ・ポリシーを明確に定めている。

【分析結果とその根拠理由】

学位授与の要件が明確に定められている。

観点 5-6-②： 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

【観点到係る状況】

成績評価の基準は、大学院学則 37 条第 2 項に明示されている。さらに、法学研究科では、研究科規程第 7 条においてその成績評価の区分を定め、「成績評価および修了要件について（申し合わせ）」第 2 項第 3 文は、成績評価の基準を大学院学則 37 条第 2 項によると共に、独自の評価基準を明らかにしている。成績評価基準は策

定されているが、学生への周知はまだ十分なものとはいえず、今後改善を図っていく必要がある。

成績評価は、少人数教育を基本とする法学研究科では相対的評価によることはできず、絶対的評価の方法が採用されている。

【分析結果とその根拠理由】

成績評価は、適切に行われているといえる。ただし、その評価基準を学生に周知すべく、今後改善を要する。

観点5-6-③： 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

本研究科は、少人数教育を前提とするので、その評価は絶対評価の性格をもつ。各科目のシラバスには、講義への出席、参加度のみならず、講義中の発言、報告書の評価、報告に基づいた分析などが評価項目として挙げられており、各教員はこれに基づいて、客観的で厳格な評価を行なっている。

学位論文の評価に関しては、3人の審査委員の報告が義務付けられており、その内容は教授会によって厳格に審査されている。その審議は実質化されており、過去には修士論文が提出されたものの、不合格になった例もある。

【分析結果とその根拠理由】

講義科目に関しては、絶対評価がなされているが、多元的観点からの評価により、客観性・厳格性が担保されている。

学位論文審査に関しては、3人の審査委員が議論してその評価を下す体制になっており、さらに教授会の多数の承認も必要とすることから、客観的で厳格な審査が行われていると解することができる。

観点5-6-④： 専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

平成20年12月教授会において、「学位論文審査基準」が承認され、その内容は修学案内にも記載されている（修学案内13頁）。現在では、学位審査結果報告書は、「学位論文審査基準」に示された4つの審査基準に照らした評価結果が明確に記載されるようになっている。

各学生の学位審査論文題目は、単位取得状況とともに1月の教授会で報告され、審査委員3名が選出される。審査委員はただちに審査に入り、口述試験を経て学位審査結果報告書を作成し、その可否が3月の教授会に諮られる。

【分析結果とその根拠理由】

修了認定は、最終的には教授会によって承認される。その前に審査委員による審査が行われているが、これは、非常に厳格なものであり、口頭試問が1時間以内で終わることは通常ないと言ってよい。このように、非常に厳格な審査を法学研究科は行っている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

(学部)

本学部は、法学および政治学に関する多様な授業科目を提供している。学生の希望進路に対応した法学基礎、社会設計の2コース制をとり、コースごとに選択科目を指定することで体系的な履修を促している。その一方で、両コース共通の選択科目を設けたり、自由科目の比重を高めたりするなどして履修の自由度を確保し、多様な学生のニーズに対応していることが優れた点として挙げられる。また、履修登録制限や多元的評価の導入、学習の方法を明記したシラバスの提供、GPA 制度の活用など、単位の実質化のための様々な仕組みを取り入れている点は、学部としての教育の質を高める取り組みとして優れていると考える。また、平成25年度より、理論と実務を架橋した進路プログラムを設け、学生の進路を意識した学習意欲の向上に資することとしている。

(大学院)

本研究科は、法学および政治学、および実務系科目の多様で専門的な科目を提供している。一般学生にはその進路に合った科目を提供し、社会人学生には夜間開講などその性質に配慮した体制が組まれている。徹底した少人数教育と、専門性を培うための講義内容、修士論文指導が行われており、大規模大学院では見られない学習の充実が見られる。様々な科目の履修を可能としつつ、「市民生活と法特殊講義」「公共生活と法特殊講義」の活用によって専門科目に重点を置いた専門教育を施すことができる。また、実務家による講義を導入しており、学生の進路に大きく配慮した講義が提供されている。そして、指導教員による専門的な指導が徹底して行われている。このように、本研究科は、少人数教育の徹底、幅広い講義科目の提供、専門性の獲得において学生指導に大きく裨益しており、優れた点を有すると考える。

【改善を要する点】※改善計画を含む。

(学部)

本学部の施設内に自習室がないなど、学生の自主学習を支えるハード面での支援は十分とは言えないのが現状である。基礎学力不足の学生に対する対応として、大学入門ゼミを有効に活用していく必要がある。夜間主コースについては、授業科目がおおよそ3年に一度の開講となっていて段階的な学習が不十分との問題がある。これらについては、今後、改善が必要と考えられる。

(大学院)

本研究科の教育課程・実施方針および学位授与方針は、これまでの実績をふまえて、平成26年度にカリキュラム・ポリシーおよびディプロマ・ポリシーとして策定されつつあり、これらを速やかに学生に周知する必要がある。他方、成績評価基準については、各科目のシラバスに記載されているものの、研究科全体の統一基準をより明確に学生に周知する必要がある。

基準 6 学習成果

(1) 観点ごとの分析

観点 6-1-①：各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点到係る状況】

(学部)

本学部の卒業の状況については、通常の年限での卒業率は、平成 20 年度 91.1%、平成 21 年度 86.1%、平成 22 年度 78.5%、平成 23 年度 80.0%、平成 24 年度 82.6%である。標準修業年限×1.5 年内卒業率は、平成 20 年度 97.6%、平成 21 年度 99.4%、平成 22 年度 95.7%、平成 23 年度 89.4%、平成 24 年度 84.3%である。退学者数は、平成 21 年度 2 名、平成 22 年度 10 名、平成 23 年度の 12 名、平成 24 年度の 7 名である（別添資料 6-1-2-2 「退学者数」参照）。また、休学・退学・除籍を除いた全在籍者のうち、卒業しなかった者の割合である留年率（各年 4 月時点）は、平成 22 年 6.4%、平成 23 年 6.5%、平成 24 年 6.8%である。このように、卒業率は、低下傾向にあり、残留率も若干増加傾向にある。

これらの率は、学部生が修学上何らかの障害に直面していることを示していると考えられるので、それに対する措置として、演習担当者が修学上困難に直面していると思われる学生に対して面談を行うこととし、演習に所属していない学生については、教務委員が面談を行っている。

法学部標準修業年限内卒業率（標準修業年限＝4 年）

入学年度			H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
卒業年度			05J 生	06J 生	07J 生	08J 生	09J 生
H20 年度	H21.3	2009	154	㊦			
H21 年度	H22.3	2010		138	㊦		
H22 年度	H23.3	2011			126	㊦	
H23 年度	H24.3	2012				135	㊦
H24 年度	H25.3	2013					140
卒業生計			154	142	128	136	142
入学者(昼)			158	158	156	164	166
入学者(夜)			11	7	7	6	6
入学者計			169	165	163	170	172
卒業率			91.1%	86.1%	78.5%	80.0%	82.6%

注：表中○印数字は早期卒業者を示す

法学部標準修業年限×1.5内卒業率（標準修業年限×1.5＝6年）

入学年度			H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
			05J生	06J生	07J生	08J生	09J生
H20年度3月	H21.3	2009	154	4			
H21年度9月							
H21年度3月	H22.3	2010	8	138	2		
H22年度9月			2				
H22年度3月	H23.3	2011	1	17	126	1	
H23年度9月				1			
H23年度3月	H24.3	2012		2	17	135	2
H24年度9月				2	4		
H24年度3月	H25.3	2013			6	12	140
H25年度9月					1	4	3
H25年度3月	H26.3	2014					
H26年度9月							
卒業生計			165	164	156	152	145
入学者(昼)			158	158	156	164	166
入学者(夜)			11	7	7	6	6
入学者計			169	165	163	170	172
卒業率			97.6%	99.4%	95.7%	89.4%	84.3%

さらに、キャンパスアドバイザー制度を創設し、新入生が演習を履修するまでの間、各教員がおおよそ10人程度の学生の大学生活上および修学上の助言等に当たることにしている。これらの措置および制度は、本学部の教育目的および教育目標を念頭に、少人数教育に力を入れ取り組んでいることをさらにきめ細かく補完するものである。すなわち、全学共通教育科目である大学入門ゼミを1年次前期に履修することを勧め、学部教育として、1年次後期に基礎ゼミ、2年次前期後期に開講される各プロゼミおよび3年次から4年次前期に開講される演習を提供し、演習は必修科目と定め、一貫して学生が教員と学業上交流する機会が設けられているのである。

資格取得については、本学部の学部教育との関係上、学生は法律系の各種資格を取得する途が拓かれているが、本学部が修学上の達成度を測るための認定資格として、法学検定2級・3級・4級の受験し合格した場合には、単位を認定する制度が設けられている。2012年度法学検定の「ベーシックコース」と「スタンダードコース」の双方で合格者数が全国三位の成果を修めた（法学部ホームページ（http://www.kagawa-u.ac.jp/kagawa-u_jl/topics/2012/））。

さらに、成績評価においては、単位認定のグレードである「優」「良」「可」のほかに、「優」の評価より高い「秀」というグレードを設け、受講生の上位5%の優秀な成績を取った学生に与えることとするだけでなく、成績優秀者表彰制度および特待生制度を設けている。前者については、GPAの値が3.0（少数第2位を四捨五入）の在学生、及び卒業生を対象に表彰状を授与し、後者については、GPAの値の上位2名を特待生候補者として選抜し特待生として決定された者の学費を免除する等の学生に対するインセンティブを与えている。学業に積極的に取り組む優秀な学生については、GPAの値が3.0を超える等一定の条件を満たすことを条件に4年

未満の在学での早期卒業の途を与えている。

演習では、ゼミ論文を任意であるが、各ゼミごとに執筆しそれをまとめたもの（ゼミ論文集）を資料室において閲覧に供している。平成 22 年度では、10 のゼミが、平成 23 年度は、15 のゼミ、平成 24 年度では、16 のゼミがゼミ論文集をまとめた。

本研究科においても、成績優秀な者に対して特待生とする制度を導入した。

（大学院）

本研究科の卒業の状況については、通常の年限での卒業率は、平成 20 年度 85.7%、平成 21 年度 41.7%、平成 22 年度 66.7%、平成 23 年度 80.0%、平成 24 年度 75.0%である。標準修業年限×1.5 年内修了率は、平成 20 年度 85.7%、平成 21 年度 66.7%、平成 22 年度 66.7%、平成 23 年度 80.0%、平成 24 年度 75.0%である。退学者数は、平成 20 年度 2 名、平成 21 年度 1 名、平成 22 年度 1 名、平成 23 年度の 3 名、平成 24 年度の 2 名である（別添資料 6-1-2-2 「退学者数」参照）。ここ数年の実績を見るかぎり、標準修業年限×1.5 年以内の修了率は、平成 20 年度入学者を除いて、卒業率と同値となっている。

法学研究科標準修業年限内卒業率（標準修業年限＝2年）

入学年度 卒業年度			H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
			07G 生	08G 生	09G 生	10G 生	11G 生
H20 年度	H21.3	2009	6				
H21 年度	H22.3	2010		5			
H22 年度	H23.3	2011			4		
H23 年度	H24.3	2012				8	
H24 年度	H25.3	2013					6
卒業生計			6	5	4	8	6
入学者計			7	12	6	10	8
卒業率			85.7%	41.7%	66.7%	80.0%	75.0%

法学研究科標準修業年限×1.5 内卒業率（標準修業年限×1.5＝3年）

入学年度 卒業年度			H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
			07G 生	08G 生	09G 生	10G 生	11G 生
H20 年度	H21.3	2009	6				
H21 年度	H22.3	2010		5			
H22 年度	H23.3	2011		3	4		
H23 年度	H24.3	2012				8	
H24 年度	H25.3	2013					6
卒業生計			6	8	4	8	6
入学者計			7	12	6	10	8
卒業率			85.7%	66.7%	66.7%	80.0%	75.0%

社会人入学が多い本研究科では、進路等はあまり評価の対象とされるべきではないが、たとえば一般学生の進

路としても、裁判所事務官（ただし試験合格後退学）、会計事務所、法律事務所職員、国税専門官、金融機関など、高度専門職業人と呼ぶにふさわしい高度な知識技能を必要とする分野が就職先となっている。

【分析結果とその根拠理由】

以上のように、本学部では、学生は少人数教育を1年次から4年次前期まで受けることが可能である上に、教員との交流を深めるキャンパス・アドバイザー制度を導入した結果、着実にその成果が進学者数にあらわれており、認定資格制度、さらに成績優秀者表彰制度・特待生制度等が学生の中に定着する近い将来にさらなる成果が就職状況及び進学状況に寄与していると考えられる。就職状況のうち特に公務員就職者は、平成23年度55人（44.4%）、平成24年度44人（33.8%）、平成25年度44人（33.9%）、進学者は、平成23年度13人、平成24年度15人、平成25年度15人となっている。

観点6-1-②： 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点に係る状況】

本学においては、受講生による「授業評価アンケート」を毎学期、講義科目について実施している。このアンケートの回収率は、平成22年度から平成24年度の期間は平均70.6%であり、教員にとっては、授業内容を検証する上で、また、授業評価の一つの指標として重要な資料となっている。この授業評価アンケートは13項目について受講生の意見を尋ねている。そして、その項目には、グレードとして、1～5までの5段階を設定している。そのうえで、教員の教育活動評価用の授業評価として、「イ. 自学自習の促進度」「ロ. 授業への取り組み」「ハ. 到達目標の達成に向けた授業」「ニ. 到達目標の達成度と満足度」の整理して数値を出している。いずれの数値も上昇している（別添資料参照）。いずれも、毎年上昇している。また、個別の質問項目の3年度の平均で高いのは、「教員の授業に対する熱意」4.04、「教員の話し方の明瞭性」3.85、「シラバスの授業の到達目標」3.85、「到達目標への達成にむけた授業の組立て」3.85である。一方、低いのは「授業以外の学習」2.10、「予習復習を促す工夫」3.35である。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
イ. 自学自習の促進度	2.79	2.87	2.86
ロ. 授業への取り組み	3.67	3.81	3.85
ハ. 到達目標の達成に向けた授業	3.58	3.69	3.76
ニ. 到達目標の達成度と満足度	3.56	3.67	3.68
平均	3.50	3.62	3.66

在学生の授業評価アンケートだけではなく、実社会で活躍する卒業生が学部開設授業に対してどのような意識をもっているか等について、アンケート調査を平成23年度に実施しており、卒業生からみた、学部開設授業に対する教育評価を知ることができる。この調査結果から、本学部の特色である少人数教育については、教育内容に満足しているとの回答者の割合は、90%以上にも及んでいる。教員の授業への取り組みは、70%以上の回答者が満足しており、授業内容についても、約70%の回答者が満足している（別添資料「卒業生等による大学教育

評価報告書」参照)。また、法律・法律学に関する知識が身についたとする回答者数の割合は、80%以上にも上り、本学部の教育目標の一つである法学専門職業人の養成は一応達成していると評価することもできるであろう。

本研究科においては、アンケート聴取の方法を改善し、大きく自由記述を取り入れた形式にした。その成果は研究科教授会でも審議され、FD も行った。アンケートの回答は、1. 興味関心、2. 教員の教育能力、3. 興味の進化・発展、4. その他、の全般にわたって講義内容を評価し、賞賛するものがほとんどであり、これらの結果を分析するかぎり、講義が学生の学習成果に寄与しているものと思われる。

【分析結果とその根拠理由】

授業を受講する者による授業評価アンケートの全質問項目の平均値は、毎年度上昇しており、全体的な評価は高いといえ、教員の授業に対する取り組みは向上しているといえる。ただ、「授業以外の学習」、「予習復習を促す工夫」の評価が低いことから、学生の自学自習を促す工夫が必要である。

卒業生による授業評価アンケートからも、本学部教育について、とりわけ少人数教育については、90%以上の高水準で満足していることがうかがわれ、教員の授業への取り組みについて、70%以上の回答者が満足しており、授業内容についても、約 70%の回答者が満足していることから、本学部の教育目的および教育目標である法学専門職業人の育成は成果があったと判断し得るといえよう。

観点6-2-①： 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点到に係る状況】

過去五年間の本学部の進学率、就職率および就職希望者の就職率は以下のとおりである。

卒業年度	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
進学率	1.8%	14.0%	7.9%	8.8%	7.5%
就職率（分母：卒業生）	94.0%	56.7%	70.1%	71.8%	71.1%
就職希望者就職率	95.7%	86.7%	91.2%	92.9%	92.6%

本学部卒業生の就職先で、比率が高い民間の業種は、金融業・保険業、卸売業・小売業、製造業である。就職者総数に占める割合は、金融業・保険業については、平成23年度卒業生は10.5%であったのに対し、平成24年度は14.6%、平成25年度は13.3%を占めている。卸売業・小売業については、平成23年度は、11.3%、24年度は6.9%であったのに対し、平成25年度では、8.8%である。ただし、平成24年度では、情報通信業が8.5%と急増している。他方、公務員職に就職した卒業生の比率は、平成23年度は、44.4%であったが、平成24年度は33.9%、平成25年度は37.2%を占めている（別添資料「平成26年度入試、学生生活及び就職関係等資料」36ページ）。

本学部では、一年生向けに「キャリアと法」という講義を平成25年度から開講するとともに、新入生ガイダンス時においては、すでに平成18年度から、新入生に対して、資格試験、公務員試験および法科大学院進学などについて情報を提供している。高学年生に対しては、キャリア支援センター（旧称、就職相談室）と緊密に連携し、就職ガイダンスや説明会、求人票の張り出しなどを行うとともに、学生の就職への意識を高めている。さ

らに、個別の企業の人事担当者から学生の推薦等の依頼があれば、演習担当教員にメールで学生にその内容を周知する仕組みとなっているが、これに加えて平成 25 年度からは本人の了解のもとに、各学生に対して就職支援グループから求人情報が送付されている。さらに、卒業後の進路についても、年に数回の進路状況調査を行い、その結果を教員に伝え、進路相談を行う際の有益な情報提供に役立てている。これらのことにより、本学部の就職率は、就職者数に対する卒業生総数の割合で見ても、平成 22 年度から平成 24 年度にかけて、56.7% から 71.8% に上昇している（別添資料「平成 26 年度入試、学生生活及び就職関係等資料」）。

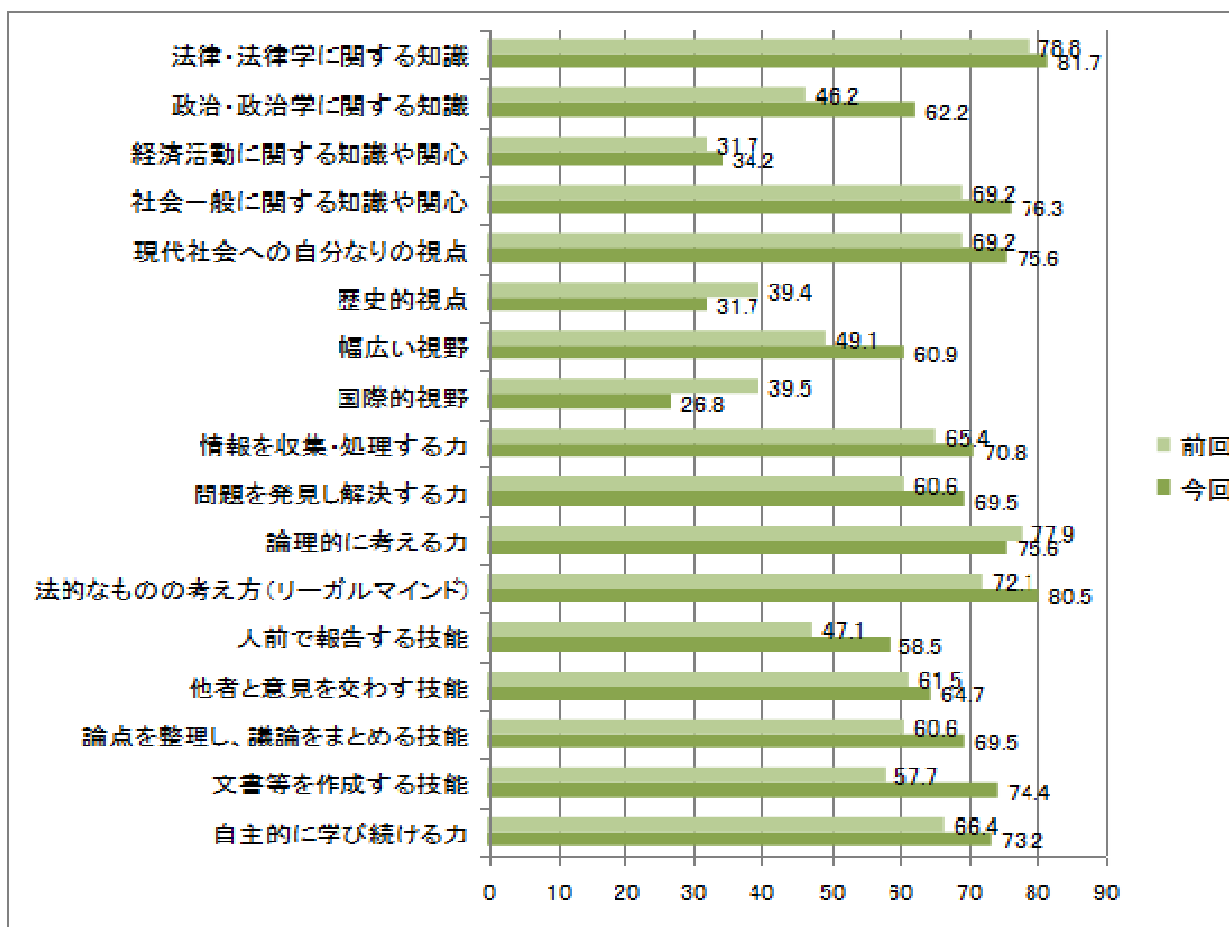
【分析結果とその根拠理由】

以上のように、「法学専門職業人の養成」の成果が現れ、法律的知識が求められる金融業および法律知識とともに政策的判断が求められる公務員に就職する者の割合が高まっている。進学面においても、その率が高まっており、専門教育が充実したことの現れであると考えられる。

観点 6-2-②： 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点到に係る状況】

本学は、平成 22 年度に、第二回目の「卒業生等による大学教育評価アンケート調査」を実施し、他学部の卒業生の意見とともに本学部の卒業生の意見もまとめ、「卒業生等による大学教育評価報告書」として公刊されている。そのなかに、法学部の専門教育を通じて各種能力・スキルが「身についた」かどうかを調査した部分がある（下記のグラフ参照）。これを見ると、前回調査よりもおおむね「身についた」割合が伸びている。個別にみると、法学に関する知識あるいは法的なものの考え方については、身についたという回答が多く、学習成果が上がっているように思われる反面、歴史的視点、国際的視野、経済活動に関する知識については低い割合にとどまっている。しかし、これは学部の目的やそれに応じたカリキュラムの構成とも関連がある。



【分析結果とその根拠理由】

卒業生に対するアンケート調査結果からは、各種能力あるいは知識において前回調査よりも高い評価を得ており、本学部のカリキュラムが目指す学修成果はおおむね上がっていることが認められる。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

本学部の教育について、在学生、卒業生がともに高く評価していること、また、卒業状況が本学部の教育成果を現すかのように就職率も上昇し、政府関係機関および進学率も高まっており、これらの点についても優れているといえる。また、大半の演習でゼミ論文が書かれており、4年間の学習成果がまとめられている点も、優れた点といえる。

【改善を要する点】 ※改善計画を含む。

卒業の動向については、就職率、政府関係機関への合格率、進学率をさらに向上させるための取り組みを始めたところであり、これらについては、今後の成果を見守る必要がある。

基準 7 施設・設備及び学生支援

(1) 観点ごとの分析

観点 7-1-①： 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。

また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

【観点到係る状況】

法学部には講義室が4室、演習室が6室ある。平成25年度の講義においてはすべての授業を法学部棟の講義室において実施している（平成25年度時間割表参照）また、少人数教育においても演習室と一部の講義室、また、教員の研究室において滞りなく実施されている（演習室割振表参照）。平成25年度において研究教育に携わる教員21名について、すべて個人研究室がある。

法学部の建物の防犯等について、施錠は、平日・土曜日 22時～7時半まで、日曜日・祝日全日となっている。法学部の建物自体に向けた防犯カメラはないが、玄関前の北門に向けたカメラは設置されている。22時の建物施錠以外に警備員の見回りはない。

法学部棟の南側について、平成21年度から芝生を張ったり、椅子・机を置いたり、テニスコートを撤去して芝生にしたりして、平成23年度に工事が完成し、学生の休息の場になっている。また、法学部棟の玄関の入り口には障害者用のスロープが、建物の竣工した昭和56年から設置されている。

【分析結果とその根拠理由】

研究教育に必要な施設が整備され、有効に活用され、また、防犯やバリアフリー化にも配慮されているといえる。

観点 7-1-②： 教育研究活動を展開する上で必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されているか。

【観点到係る状況】

情報通信におけるコミュニケーションの重要性を踏まえつつ、法学部の教職員及び学生が授業内外においてインターネットに接続できる ITC 環境は、次のように整備されている。すなわち、本学の総合情報センターの管理のもとに、①総合情報センターの PC ルームに 127 台、②教育学部情報処理教室（421 教室）に 56 台、同（431 教室）に 20 台、③図書館中央館に 30 台のパソコンが設置されている。また、法学部資料室には、6 台の検索用パソコンが設置されている。その他に学内には有線及び無線 LAN が配備されており、総合情報センターに利用登録をした者は、教職員・学生の別を問わず誰でも利用できる。また、第 1 講義室、第 2 講義室、第 3 講義室、および第 4 講義室には、最新式の視聴覚機器を備えており、プロジェクタから大型スクリーンに映写して、コンピュータおよび DVD プレーヤーからの映像及び音声を多数の学生に視聴させることができる。なお、第 3 講義室には大型スクリーンに加えて、テレビモニタが 5 台設置されているほか、第 1 講義室に同時中継して映像及び音声を送るシステムが備わっている。

こうして整備された ICT 環境は、法学部においては、情報広報委員長が総合情報センターにインターネット利用登録を行なう一方、メール・サーバについては専任の教員が、これらを維持・管理するためのメンテナンス

やセキュリティ管理を行なっている。同時に、情報セキュリティについては、情報セキュリティ委員会が設置されており、セキュリティの維持に努めている。他方、個人情報保護に関しては、個人情報保護管理責任者として部局長を、個人情報管理者として情報広報委員長を置き、その任に当たっている。

平成 24 年度における法学部生の利用頻度は、総合情報センター（年間延べ 10、848 人、764、602 時間、1 人当たり 70.5 時間）、教育学部情報処理教室（年間延べ 409 人、29、448 時間、1 人当たり 72 時間）、図書館中央館（年間延べ 7、677 人、677、022 時間、1 人当たり 88.2 時間）であった。

【分析結果とその根拠理由】

全学及び法学部における教育研究活動を展開する上で必要な ICT 環境は、十分に整備されており、学生及び教職員は、有効にこれを利用していると判断される。

観点 7-1-③： 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

【観点到に係る状況】

図書館を中心に教育研究組織及び教育課程に応じて、図書、学術雑誌、視聴覚資料などを系統的に整備するなかで、法学部資料室には、主として法学系、政治学系の諸資料が配備されている。より具体的には、和洋図書・雑誌（新着のもの）、参考図書（辞典・書誌類）、法令集（六法全書、現行法規総覧）、記念論文集、最高裁判所例集、最高裁判所判例解説など、約 1 万冊を所蔵している。また、全国の大学から法学・政治学系の雑誌・紀要が定期的に送られてくるが、資料室スタッフが、それらに含まれる論文および研究ノートのタイトルを入力するなど、情報整理につとめている。法学部資料室のスペースには限りがあるので、これらのうち学術雑誌および大学紀要については、定期的にバックナンバーとして製本し、2 年ごとに図書館に配置換えしている。法学部資料室の開室時間は、平日は 8:30~21:30、土曜日は 13:30~18:30 であるが、教員に関しては身分証で常時利用可能である。利用頻度については、最も少ない 3 月で 33 人、最も多い 10 月で 293 人であった。年間の延べ利用者数は 1843 人で、月平均 154 人であった。利用時間は、月曜日から金曜日までの開室時間は 9:00~21:30 である。

【分析結果とその根拠理由】

法学部資料室では、図書、学術雑誌その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断される。

観点 7-1-④： 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

【観点到に係る状況】

自習室についての学生の要望を受け、経済学部と共同で、自習室を設置している。そのほか、総合情報センター学生用オープンスペースが設けられ、一定時間内には担当者も在室するほか、入室には学生証を必要とし、開室時刻も 8 時~21 時で学生の安全面にも配慮している。また、印刷機等が設置され、飲食も可能なため、授業の空き時間等における自習はもちろんのこと、共同研究等にも利用されている。

本学部の講義室・演習室は、授業等で使用されていない時間帯においては、学生が申請の上、利用できる制度

が設けられており、演習履修者のサブゼミやサークルの勉強会、打合せなどに活用され、その際には職員不在でも鍵等の返却ができるよう、ハローボックスが設けられている。また、法学系サークルである法学研究会、藍青会については、光熱費を含め無償で部屋を提供している（法学部棟2階東側）。

図書館に開館時間外利用制度が設けられていたり、夜間や土曜日にも本学部資料室を開室するなどして、自主学習のための便宜を図っている。また、授業等の空き時間には学生が申請の上、講義室・演習室を利用できる制度が設けられている。学生の自習室は法学部棟には設置されていないが、経済学部棟（1・3・4号館）に共用の自習室が設置されている。平成25年度は、図書館の改修工事もあり、特に自習室が混雑する定期試験中にさらなる自習スペースを求める学生の声が大きかったため、一定の教室を登録方式で開放することを平成25年度から開始し、一定の利用があるため、今後も継続する予定である。

一方で、自習室を24時間開放してほしいという要望も寄せられているが、安全面の確保の観点から、現在のところ平日は22時以降および日曜祝日は校舎に施錠をしているが、これはやむを得ない状況と考えられる。

情報機器については、本学部資料室内に判例や文献情報等を検索できるシステムが導入され、利用の仕方や機器の使用方法等については、入学時の簡単なガイダンスのほか、1年次の必修である入門ゼミでもガイダンスもあり、レポート執筆や演習形式の授業等のための資料検索等に活用されている

(http://www.kagawa-u.ac.jp/kagawa-u_jl/education/dataroom/)。また、図書館本館についても上記入門ゼミで必修とされているほか、本学部棟に隣接する総合情報センターのPCルームに計94台、図書館のメディアプラザに31台のPCが設置されており、ゼミナール形式の授業での報告資料作成や、レポートの執筆などに活用されている（総合情報センターHP：<http://www.itc.kagawa-u.ac.jp/>、図書館HP 図書館概要図書館情報システム <http://www.lib.kagawa-u.ac.jp/www/outline/12-13.pdf> 参照）。また、開室時間も、社会人である夜間学生も利用できるよう21時までとなっている。そのほか、学生からの要望を受け、ロッカーを2階に配置している。大学院生は、研究交流棟に自習室がある。

【分析結果とその根拠理由】

経済学部棟（1・3・4号館）に共用の自習室が設置されており、また講義室等を学生が自学のために利用する制度を設けている。また、図書館や資料室など自主学習に不可欠な施設が夜間や休日にも開かれているなどから、自主学習への配慮が組織的に行われていると判断できる。学生から自習室設置の要望を受け、自習室、総合情報センターオープンスペースで自主的学習環境を整えている。また、昼間の学生だけではなく夜間学生も利用できるよう、資料室において情報機器室が設置されているほか、幸町キャンパス内に学生が自由に利用できる情報機器が整備されており、それらの使用方法も入学後の早い段階で周知されており、自主的学習環境は整備されていると判断される。

観点7-2-①： 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

【観点到る状況】

学生を対象としたガイダンスとしては、新入生を対象とした新入生ガイダンスが4月初旬に実施され、本学部のカリキュラムの説明や履修の手引き、大学生生活全般の案内を行っている。また、新入生ガイダンス終了後には、全教員と新入生がグループに別れて懇談会を実施し、大学生生活全般のガイダンスを行っている（別添資料：新入生ガイダンス・スライド、「教員と新入生の懇談会について」）。大学院生についてもガイダンスを行っている。

上級生については、4月初旬に年次別に上級生ガイダンスまたは学部長との意見交換会を実施している。なお、

編入学生・転学部学生については、新入生ガイダンスとは別にガイダンスを実施し、本学部における教育課程等について説明を行っている（別添資料：各学年のガイダンス式次第、編入学生のためのガイダンス式次第）。

三年次から必修となっている演習は、次のような手続きを経て履修する演習が決定される。まず、二年次生の1月に、事前に説明会を行った上で、演習を自由に見学できるオープン・ゼミが実施される（別添資料：オープン・ゼミ資料）。学生は三年次の4月上旬に演習担当教員と面談する研究室回りを行って、履修を希望する演習を決定し、演習希望調書の提出、選考を経て、最終的に履修する演習が決定する（別添資料：『平成25年度修学案内』130-31頁）。

本研究科においても、新入生ガイダンスを4月初旬に実施している。本研究科ガイダンスでは、教員紹介、情報処理や法学資料室利用等の説明の後に修学案内の説明を行っており、新入生個々に対応した細やかな指導が実施できるよう配慮している。また、当該ガイダンスには上級生も参加させており共に修学上の指導を実施している。

【分析結果とその根拠理由】

4月に実施される新入生ガイダンス、懇談会は、大学生活をスムーズにスタートする上で適切な時期に行われているといえる。また、学年別の上級生ガイダンスは、年度開始にあたって、コース選択など学年ごとに重要な事項を説明する機会となっている。その他、編入生ガイダンス、演習履修に関するガイダンスなど、大学生活上の必要に応じたガイダンスが適切に実施されていると判断できる。

本研究科についても適切に実施されていると判断する。

観点7-2-②： 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

【観点に係る状況】

入学直後に開催される懇談会の担当者、その後は1年次後期の基礎ゼミ、2年次前期後期のプロゼミ、3-4年次の演習の担当教員が各学生のキャンパスアドバイザーを務めることにより、各学生の要望を聞いたり学生の学習上・生活上の指導・助言等を行っている。また履修案内のオフィスアワーのページやシラバス内にオフィスアワーを掲載することにより、周知している（別添資料『平成25年度修学案内』142頁、175-276頁）。また、学生の窓口となる学務第一係の職員が月に一度開催される教務委員会に出席し、適宜、窓口寄せられた学生の要望等を報告している。また、定期的に学生生活実態調査を行い、学習支援についての要望を公表している。さらに、平成24年には、卒業生による大学教育評価調査も公表した（『第2回卒業生等による大学教育評価報告書』）。

オフィスアワーでは、事前の予約なしに学習上の質問、学生生活や進路等に関する問題についての相談を受け付けている。また、電子メールによる質問、相談も受け付けており、HP（http://www.kagawa-u.ac.jp/kagawa-u_jl/education/201041/）に各教員の電子メール・アドレスの一覧表が掲載されている。

現在、法学部に在籍する留学生の数が少ないことなどから、現在のところ、法学部独自の支援制度は活用されていないのが実情であるが、留学生が在籍している場合には、留学生センターを中心として、日本語の補講授業、留学生用の学習スペースの提供などの学習支援がある。また、各留学生に対して一名の学生チューターが割り当

てられており、大学生活全般のサポートを行う制度が整えられている（別添：『平成 25 年度版留学生チューター制度』）。

【分析結果とその根拠理由】

入学直後から運用されているキャンパスアドバイザー制度やオフィスアワーなどが学生のニーズを把握したり、必要な支援を行うための制度として機能している。また、学生から相談・要望を受ける機会の多い学務第一系の職員と教務委員との連携が恒常的にとられ、アンケート等でも学習支援に関する項目を調査していることから、学生のニーズは適切に汲み上げられていると判断される。

オフィスアワーについては、『修学案内』に掲載され、また電子メールアドレスもHP上で確認できることから、キャンパスアドバイザー以外の教員に対する学習相談をはじめとした相談についても、学生が日常的に相談できる体制となっている。

留学生および障害を有する学生については、留学生センターを中心とした支援、チューター制度、上記のキャンパスアドバイザー制度等によって、教員および学務第一系職員が当該学生の要望を汲み上げ、それを各授業担当者に伝えることで対応できている。また、社会人学生に対しては、授業の夜間開講、資料室の夜間開室などが実施されており、適切な学習支援が行われていると判断される。

観点 7-2-③： 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

大学公認の課外活動団体に対しては、全学レベルにおいて活動経費の支援が行われている。本学部に密接に関係する団体として、本学部学生によって運営され、法学の学習活動を行う法学研究会は、全学から経費支援を受けている。さらに本学部としても、法学部棟内に無償で部室を提供し、顧問教員を置いてその指導の下、活動を支援している。また、本学学生の自主的な勉強会組織として存在している藍青会に対しては、非公認団体であるため全学レベルでの経費支援はないものの、本学部として法学部棟内に無償で部室を提供し、顧問教員を置いてその指導の下、活動を支援している。さらに本学部では、学生が講義室・演習室を利用する制度が用意されており、両団体は日常的な活動を法学部棟内の講義室等で行っている。また、本学部の学生自治会は存在しないが、各演習 1 名の代表者によって構成される法学部ゼミナール連合会（以下、法ゼミ連）が組織されている。法ゼミ連は、各演習間の連絡・調整のほか、就職活動や公務員試験に係る説明会の開催、法学部新入生に対する歓迎行事などの活動を行っており、本学部では、法学部棟内に法ゼミ連専用の部屋を用意し、教務委員会の教員を窓口として、法ゼミ連との連絡・調整を行う体制をとっている。

【分析結果とその根拠理由】

大学公認の課外活動団体に対しては、全学レベルで活動経費の支援が行われており、法学部学生を中心に運営される団体も経費面でその支援を受けている。本学部としては、学生による講義室や演習室の利用を可能にする制度を設けているほか、本学部に密接に関係する上記の 3 団体に対しては、法学部棟内に専用の部屋を用意することによって、活動拠点の提供という面で適切な支援を行っている。いずれの団体に対しても、顧問教員および教務委員会の教員が窓口となり、適宜指導を行いつつ、学生のニーズの把握に努める体制をとっている。

観点7-2-④：生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

【観点に係る状況】

学生の生活支援に関しては、全学レベルで『学生生活実態調査報告書』を隔年のペースで発行しており、学生生活の実態調査とともにニーズの把握がなされている。本学部においても、この種の調査結果を基に、各種委員会において学生のニーズの把握とともに学生生活の改善を検討している。また、こうした定期的な調査のみではなく、学長への提案箱や学部長への意見箱を設置して、学生の大学生活に関する不満や必要性の所在を適宜把握し、学生の厚生の改善に役立てるようにしている。

また、学生生活の円滑化のために、各種の相談体制も全学レベルで整備されている。まず、学生の健康面に関しては、本学部があるキャンパス内に保健管理センターが存在し、身体・精神面に関する相談に対処できるようになっている。進路や修学に関しては、キャリア支援室が用意され、全学のキャリア支援センターなどを通して、学生は就職関係に関する資料の閲覧検索や就職委員との面談を行うことができる。本学部独自の体制としては、学生生活全般にわたり、全学レベルの施策との調整や本学部内での対応を担当する学生生活委員に教員2名を配置し、ハラスメント相談員にも教員2名を配置して、各種ハラスメントにも対応している。そのほか、本学部の全教員がそれぞれ指定するオフィスアワーの時間を利用して、進路や修学、生活面での相談を受け付ける体制になっている。

留学生の生活支援については、全学レベルの組織である国際オフィス内にある留学生センターを中心に、全学的な取り組みが行われ、本学部も国際オフィス会議に教員1名を派遣し、学部内でも留学生専門委員として教員1名を配置して、全学との緊密な連絡の下に、対応している。本学部の留学生に対しては、チューターとなる法学部生を募集することで、留学生の日本語学習の援助、生活相談、授業相談等を行う体制をとっている。

障害を持つ学生は本学部には現在のところ在籍していないが、法学部棟にはエレベーターが完備されており、講義室への通路はバリアフリー化されている。また、障害のある学生、あるいは送り迎えのための駐車スペースも、本学部のあるキャンパス内に確保されている。

【分析結果とその根拠理由】

学生の生活支援については、全学レベルで適切に対応できる体制が整備されているほか、本学部独自でも学生のニーズの把握に努めており、実際に定期試験期間中の自習室の設置や、個人ロッカーの増設、法学部棟内での無線LANの整備など、学習環境の改善に関わる要望に応じている。

各種の相談体制についても充実しており、担当教員を割り当てて、適切な助言体制を設けているほか、オフィスアワーを利用すれば、全教員が全ての学生からの様々な相談に対応する体制になっている。

外国人留学生に関しては、留学生センターと緊密な連携の下に、必要な援助ができる体制が整っている。

障害を持つ学生への支援は、在籍者がいない中で、駐車スペースやスロープという施設面での支援を整えており、受入のための準備は整いつつあると評価できるが、法学部棟内における身障者用トイレの設置の面では、今後改善が必要とされる事項である。

観点7-2-⑤： 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

全学的には、経済的理由により授業料の納付が困難な学部生及び大学院生を対象にした授業料免除制度のほか、学業及び人物共に特に優れていると認められる学生（香川大学特待生（学業）成績優秀者）を対象に半期分の授業料を免除する制度が設けられている。その他日本学生支援機構をはじめとする各種奨学金制度について、随時掲示等により学生に周知している。

本研究科においては、上記に加えて、教育訓練給付制度の指定（厚生労働大臣の指定）を受けており、修了者は支給申請を行うことにより授業料が減免される。

【分析結果とその根拠理由】

全学的にまた本研究科として制度が設けられ情報提供しており相応の措置がなされているといえる。

基準 8 教育の内部質保証システム

(1) 観点ごとの分析

観点 8-1-①： 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

【観点到係る状況】

法学部自己評価委員会は、同規程 3 条によれば、学部長、副学部長、評議員、事務長、その他委員長が必要と認められたものによって構成される。平成 25 年度現在では、就職支援委員会委員長と情報広報委員会委員長も構成員である。その結果、部内のすべての委員会の長が自己評価委員会を構成している。このような体制のもと、一般の機関別認証評価は行われている。データ等は、各委員会に保管されているものが多く、委員長を通じてデータの検索をし、必要な記述をする体制になっている。平成 21 年 6 月に出された「大学機関別認証評価自己評価書」同様、今回についても教授会、学部自己評価委員会を通じて改善策に結び付ける予定である。

【分析結果とその根拠理由】

自己評価委員会が設置され、評価活動を行っており、点検評価の体制は整備され機能しているといえる。

観点 8-1-②： 学部・研究科の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【観点到係る状況】

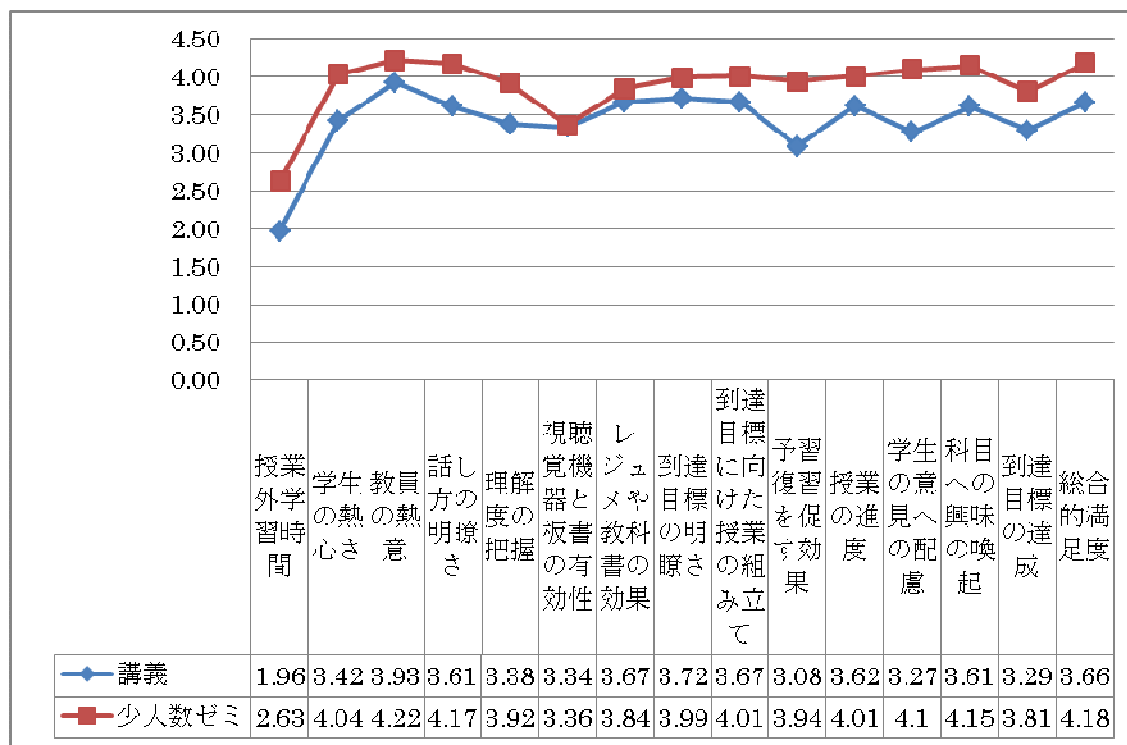
香川大学では、全学共通教育科目を含む全学的な取り組みとして、学生の学習意欲を促す等の学生の視点に立った授業改善のために、平成 10 年度後期から、「学生による授業評価アンケート」を実施し、個々の授業に対する評価結果を授業担当者に配布している。また、その結果は、報告書がまとめられ、公表されてきた。近年では、香川大学評価委員会が組織され、平成 23 年に『学生による授業評価報告書』という形で、全学的にまとめられ、それは各教員に配布されホームページでも確認できる。

アンケート調査の設問には、4 項目（学生の取り組み・教員の取り組み・授業・授業についての総合評価）と 5 段階評価（非常にそうである・そうである・どちらともいえない・あまりそうではない・全くそうではない）選択回答方式を採用している。さらに、学生側の個別の要望や意見を聴取するため、自由記載欄も設けている。

上記報告書（34～42 ページ）によると、法学部では、総合的満足度は 3.75 であり、良好である。ただ、到達目標の達成については、学生の熱意（3.52）、教員の熱意（3.98）にもかかわらず、3.38 とほかの項目に比べ必ずしも高いとは言えない。これに関連すると思われるが、学生の授業が学習時間のスコアは、2.07 であり、アンケート項目において一番低い。予習復習を促す工夫も 3.20 にとどまる。なお、すべての項目において、講義よりも少人数授業のほうが高いスコアを得ている。

また、授業評価アンケートは毎年実施され、その結果は、各教員だけでなく、本学部生も閲覧することができる。

講義科目と少人数教育科目によるスコアの比較



【分析結果とその根拠理由】

教員の授業への取り組み、授業の到達目標の達成に向けての授業全体の組み立て等に関する授業評価、授業に対する満足度評価は、実際にアンケートを受講生に対し実施調査されており、その結果は、教員全員に配布され、教育の質の改善・向上に適切な形で生かされている。

観点8-1-③： 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【観点に係る状況】

平成24年2月には第2回目の『卒業生等による大学教育評価報告書』がまとめ上げられた。アンケート調査の対象者は、平成15年から18年のあいだに入学し卒業した人たちである。回答数は、85名であった（回収率13.4%）。同様のアンケート調査が、平成8年から14年度のあいだに入学し卒業した人たちについて行われ、報告されている。その際の回答者総数は104名であり、今回より多いが、対象者も多かったため、今回の回答が前回より少ないとは必ずしもいえない。本論では、前回の調査との比較も交えながら、分析を行い、今後の課題をまとめる。対象者が在学した平成15年から18年は、法学部にとって大きな変化があった時期である。平成16年の法科大学院設置にともない、法学部では新しいカリキュラムがスタートし、現在に至っている。その新カリキュラムでは、3コース制を2コース制にし、従来4単位科目が主流であったところ、2単位化をはかり、科目の種類を増やした。同時に、入学後早い段階でより多くの専門科目を履修できるように配慮した。また、従来の教養ゼミのほかに、一年生向けに「基礎ゼミ」を開講し、また、プロゼミも前期と後期の両方に開講して、少人数教育のさらなる充実を図った。前回調査の対象者は、法科大学院が設置される以前の在学者である。しかし、対象者の学習の大半は新カリキュラムによって行われているから、アンケート結果はおおむね新カリキ

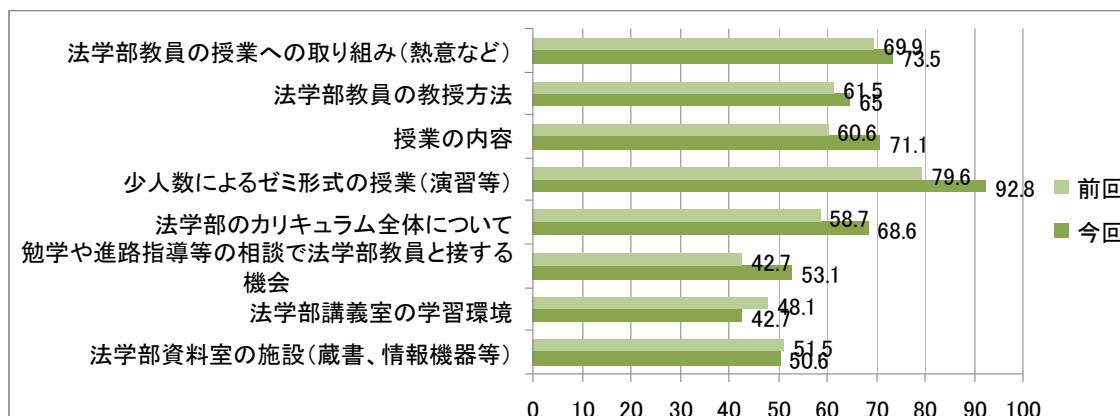
ュラムへの評価と見てよいと思われる。

下のグラフを見ると、項目別の割合は、前回と今回の調査でほぼ似たような傾向をもっている。少人数によるゼミ形式の授業に対する評価は、前回同様、今回も高く、突出している。これは、カリキュラムの変更によると思われるが、実際には、回答者は少人数教育を拡充した新カリキュラムの恩恵は受けていない。それにもかかわらず、この点が評価されているのは、演習やプロゼミなど従来のシステムが好評だったのであろう。

勉学や進路指導について教員と接する機会についても、依然不満は大きい。その理由としては、オフィスアワーが機能していないこと、就職活動へのコミットについて教員の意識にばらつきがあることなどが考えられる。オフィスアワー制は、教員による対面での学習および生活指導を目指すもので、平成 12 年度から導入されたが、平成 18 年から 1 週間に 1 回 1 時間以上の枠でいっそう厳格に運用されている。また、留年者などの指導についても別途配慮が必要であろう。

授業の内容に対する評価は、全体としてはおおむね良好といえなくもないが、教授方法については、自由記述などをみると、FD等を通じて改善の余地は大いにあるといえる。この点は、以下の記述で見られるとおり、本来身につけるべき能力・スキルが、身につけていないという結果をもたらしている一因であると推察される。また、新カリキュラムへの評価はまずまずといえるが、科目の種類が少ないという意見もいくつかあった。新カリキュラムでは従来と比べて低学年でも専門科目を選択できるようにしたが、それが不十分であったという指摘である。この点については、平成 19 年に一部見直されたが、それは今回の調査対象者が卒業した翌年であった。

授業・施設などに対する満足度



なお、併せて、本学卒業生の在学当事における学習への取り組み状況等について本学に対する意見・感想を聴取し、企業、官公庁などの声による大学教育に関する客観的評価を行うために、本学の卒業生が就職している企業、官公庁に対しても大学教育評価アンケート調査を実施したことも付言する。その調査実施期間は、上記と同一の期間である。ただし、このアンケート調査では、学部ごとの分析は行われていないので、本学部教育に対する企業などの評価は不明である。

【分析結果とその根拠理由】

『卒業生等による大学教育評価報告書』に基づき、学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされている。

観点 8-2-① ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

【観点到に係る状況】

平成 24 年度にファカルティ・ディベロップメント（FD）を次の要領で実施し、原則として全教員に対しその実施が周知された。6 月 20 日には「高度専門職業人養成プログラム」の試みとして、司法書士受験コースが提案された。また、10 月には「入試データから見た香川大学法学部の実像」がアドミッションセンターから講師を招いて実施された。

平成 25 年度にファカルティ・ディベロップメント（FD）を次の要領で実施し、原則として全教員に対しその実施が周知された。6 月には、法学部・法学研究科の将来的課題について、9 月には、科研費採択の工夫について、10 月には、大学院授業評価アンケートのありかたについて、11 月には、デート DV 防止について、12 月には、大学入門ゼミの評価について、2 月には、進路プログラム協議会が実施された。昨年度から今年度にいたるまで、学内の改革が進行する中で、法学部もプロジェクトチームを立ち上げるなど、6 月の FD のニーズがあった。また、科研費については採択率を伸ばす必要が全学的にある。また、学生の不祥事を受けて DV などの事例を取り上げ、注意を喚起した。進路プログラムや大学入門ゼミなど、比較的新しい授業について内容の改善を図る必要があった。

すでに述べているように、本学部ファカルティ・ディベロップメント（FD）においては、テーマごとに積極的な議論が展開される中で、授業の改善策が示されている。たとえば、大学入門ゼミの評価については、学生のアンケートに基づき、レポートの書き方やプレゼン方法の指導についてほかのゼミ担当者とノウハウが共有された。

【分析結果とその根拠理由】

ファカルティ・ディベロップメント（FD）については、学生・教職員のニーズが反映されていることから、組織として適切な方法で実施されている。

ファカルティ・ディベロップメント（FD）の場において、意見交換がなされ、ほぼ全員参加しているので、全教員に改善の方法が示され共有されたことから、教育の質の向上や授業の改善に結びついている。

観点 8-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

【観点到に係る状況】

本学部では、平成 25 年度から出口を見据えた「進路プログラム」を開講したが、その運営において TA が重要な役割を果たした。その業務内容は、授業資料のコピーや出席カードの配布などであり、授業の講師によって区々であった。TA の活動の質を向上させるために、適宜、同プログラムのコーディネータの指導があった。

法学資料室の事務補佐員の業務内容が、26 年度から変わりつつあり、今後、さらに検討する必要もある。年度初めに、情報広報委員長、学部長を交えて、今後の体制について協議し、仕事の内容について確認した。HP への掲載業務も資料室の事務補佐員によって行われるようにした。今後継続的に、業務の内容の向上を図る。

また、留学生に関して、学部学生がチューターとして、学業・一般生活を支援する制度がある。

【分析結果とその根拠理由】

進路プログラムの授業は、公務員、法曹、民間企業というふうにも多様なので、それに応じて TA の業務内容にも違いが生じる。その点を踏まえてコーディネータ（教員）が TA に指導的助言をして、講師に快く授業をしてもらうようにした。

平成 26 年度から資料室の常勤の助手が退職し、その後は、非常勤の事務補佐員によって運営せざるを得ない事情が生じた。今年度初めに業務の内容の確認をまずおこなったが、継続的に内容の向上に努めていく。留学生チューターについては 25 年度の該当者はいなかった。

（２）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

優れた点としては、教育の質の向上および改善のための措置として、授業評価アンケートを毎学期継続的に実施し、その結果を各教員が個人的に授業の改善に結びつけるだけでなく、組織的にファカルティ・ディベロップメント（FD）の形でも授業の質の向上のための資料として活用しており、その努力が成果として、学生の一定の満足度の維持という評価に結びついていることを指摘できる。『卒業生等の大学授業評価報告書』に示されている指摘を踏まえ、少人数教育を維持させている点、カリキュラムを改善し科目履修の選択肢の幅を広げ、各コースのコンセプトと差別化を図った点も評価し得る。ファカルティ・ディベロップメント（FD）についても、教員が積極的に授業改善に取り組んでおり、その取り組みが講義のあり方にも顕著に反映している。

【改善を要する点】※改善計画を含む。

ファカルティ・ディベロップメント（FD）は充実した授業改善に向けての取り組みがなされているが、さらに、授業の質の向上を図るためには、授業公開に向けての取り組みが具体的になされなければならないであろう。この試みによって、学生による授業評価結果がより客観性を保ちうるものとなり、教育の質もさらに向上することとなる。

基準 9 学部・研究科の管理運営

(1) 観点ごとの分析

観点 9-1-①： 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

【観点に係る状況】

本学部は、一学部一学科一大講座制（法学部法学科「法と政治」大講座）のコンパクトな運営体制を採っている。教授会は学部の教育課程や学生指導並びに教員人事を中心とする教育研究に関する重要事項について審議・決定し、学部全体の運営に責任を負っている。教授会の下に学部長、副学部長と評議員で構成される学部運営会議が設置され、学部長が主宰して年度計画・予算や学部全体の重要事項について企画立案及び調整を行っている。日常的には教授会への審議・報告事項等が検討される。年度の具体的な課題を達成するために部内に各種委員会を設置している。部内委員会の委員長及び委員の配置は、学部長の原案に基づき教授会で承認される。主な部内委員会として、(i)教務委員会、(ii)入試委員会、(iii)情報広報委員会、(iv)進路支援委員会が設置されている。また、大学院については一名の専門委員を置いている。(i)の下に学生生活委員会が置かれている。(iii)の下に図書委員会が置かれている。その他専門的課題事項に関するものとして(a)人事委員会、(b)学部自己評価委員会、(c)就職委員会、(d)インターンシップ実施委員会、(e)学部国際交流委員会を設けている。

(i)は教務、学生支援に関する事項を、(ii)は入学試験の実施に関する事項を、(iii)は広報や学部 WEB ページ及び情報インフラ管理に関する事項を取り扱う。(a)は教員人事の基本方針及び基準並びに採用及び昇任等を審議すること、(b)は学部及び大学院における自己点検・評価を適切に実施すること、(c)は就職指導や OB 情報の収集、(d)はインターンシップの開拓・実施、(e)は協定先との学術及び学生交流を担当している。

事務課長の下、法学部担当事務課長補佐が中心となって総務係及び学務一係が学部事務全体を処理している。学部運営会議や人事委員会をはじめ主要な委員会には係長や主任職員が担当者として配置されている。

本学研究科は、法律学専攻のみ学生入学定員 8 名・収容定員 16 名、担当教員 25 名前後で構成されている。管理運営組織は研究科長を委員長とする研究科教授会及び研究科運営委員会（構成は研究科長、副学部長または評議員、教務担当委員）で構成されている。通常の事務処理は、学務係長と担当係員 1 名で行っている。なお、TA など庶務は総務係員が分掌している。なお、(iv)の進路支援委員会は、平成 25 年度に、設置された。

危機管理については、「国立大学法人香川大学危機管理規則」11 条に基づき、学部長を中心とする執行部と事務との連携によって重大事故に対応する。また、「法学部・経済学部緊急時対応マニュアル」、また、「緊急時連絡網」を作成している。

【分析結果とその根拠理由】

管理運営のための学部運営会議及び各種委員会が適切に設置されており、業務内容も整理されていると共に各種委員会間の連携・連絡体制が確立されている。以上のことから、本学部の目的を達成するために効果的な意思決定が行える組織形態になっていると言える。

本研究科は、一専攻のみの学生定員も少ない小規模な修士課程であるので、研究科委員会と研究科運営委員会で主要な管理運営業務を取り扱うことが十分可能である。また、学務係と総務の分掌で事務組織としては、支障をきたすことはない。

観点 9-1-②： 学部・研究科の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

【観点に係る状況】

学生のニーズについては、入学時の新入生との懇談会、ゼミナール連合学生との話し合い、あるいはオフィスアワーなどを通じて、また学生生活実態調査のアンケートや自由記載意見を通じて個別又は組織的に把握している。学費保証人（父母）のニーズについては、入学時の学部後援会総会と新旧役員懇談あるいは年度末の役員会において把握している。また、例年 12 月初旬に行う保証人説明会において、保証人に対し成績の見方や法学部教育の状況を説明し、個別相談にも応じている。高校生・高校関係者のニーズについても、入試説明会・オープンキャンパスや出張講義等を通じて、また入試委員会を中心とした計画的な高校訪問（広報活動）において把握した。学外関係者のニーズについては、就職に関連し情報交換のために毎年数回開催されるOB会や学部長等が来賓として出席する同窓会総会・支部総会において把握に努めている。平成 24 年 2 月には第 2 回目の『卒業生等による大学教育評価報告書』がまとめ上げられた。アンケート調査の対象者は、平成 15 年から 18 年のあいだに入学し卒業した人たちである。以上の通り学生、その他学外関係者のニーズを把握し、情報として担当する委員会で取りまとめられ教授会で報告・審議されている。教員、事務職員のニーズについては、各種委員会を通じて把握し、管理運営に反映できている。

【分析結果とその根拠理由】

日常的にニーズを把握する機会を設け、担当各委員会を通じ教授会にも報告・審議しており、学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを適切な形で管理運営に反映することができている。

観点 9-2-①： 学部・研究科の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

【観点に係る状況】

平成 9 年以前から法学部自己評価委員会が恒常的なものとして組織されており、本学部の活動状況に関して自己点検・評価を実施してきた。過去の自己点検・評価は冊子体の報告書の形で公表されている。今回の自己点検の結果も公開予定である。さらに、平成 25 年度には、次年度に向けて、自己点検・自己評価の作業を各委員会に委ね、各委員会がそれぞれ年度ごとの目標の達成に向けて取り組むことができる体制を整えた。しかし、実際の運用によって学部全体の総合的な状況を検討するのはこれからである。

【分析結果とその根拠理由】

自己評価委員会が恒常的組織として設けられ、本学部の活動の総合的な状況について、現状・問題点を把握し改善点を指摘する等の活動を行ってきており、また今回の自己点検の結果も公開予定であることから、自己点検・評価を適切に実施できる体制が整備され、機能していると判断できる。

観点 9-2-②： 学部・研究科の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

【観点に係る状況】

平成21年3月の外部評価報告書では、教育研究組織について講座を3つからひとつに統合した点が評価されている。また、GPA、CAP制度、選抜方法の多様さ、教育と就職先との関連付けなどについても、評価されている点としてあげることができる。

【分析結果とその根拠理由】

過去において外部評価を受けており、今回も外部評価を予定しているため、外部者による検証体制が整備され実施されていると言える。

観点9-2-③： 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

【観点に係る状況】

21年度の外部評価報告書ではとくに改善点の指摘はなかった。しかし、教育と就職先との関連性は、法学部では学部の性格もあり、学生の自主性にゆだねるところが多かった。その点については、進路を早い段階で意識させるプログラムの導入が図られ、現在、進行中である。また、学生の能力をGPA以外でも評価するために、平成24年度に学部内での学生表彰制度を創設した。

【分析結果とその根拠理由】

過去の評価結果をフィードバックし改善の取り組みを行っており、今回も評価に基づき改善を図る体制を取っている。

(2) 優れた点及び改善を要する点**【優れた点】**

管理運営のための学部内組織が重層的有機的に整備され、ほぼ全教員が協力して業務を担当しており、学部の目的を達成するために効果的な意思決定と業務遂行が行える組織形態となっている点及び日常的にニーズを把握するための機会を設け、学生、その他学外関係者のニーズを適切な形で管理運営に反映させている点が優れている。

【改善を要する点】 ※改善計画を含む。

一部の委員会について任務及び所掌範囲を明確化した部内規程が定められておらず、責任業務についての共通理解を得ることができず、業務が滞っている点が認められ、早急に検討し、必要な改善の行う必要がある。

基準 10 教育情報等の公表

(1) 観点ごとの分析

観点 10-1-①： 学部、研究科の目的が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

【観点到係る状況】

本学部の教育目的は、学部ウェブサイト、学部案内（冊子）、および学部修学案内（冊子）に記載することによって、社会一般に対して広く公表している。学部案内は、県下及び周辺諸県の高等学校に配付するとともに、年に1回実施している学部説明会（学部説明、体験講義および体験ゼミナールを行なう）で参加者全員に配付している。また学部修学案内は、本学部の全教職員と学生に配付することによって教育目的の周知を行っている。学生に対する学部修学案内の配布は、年度当初に行なわれる学年ごとのガイダンスにおいて行なわれている。

なお、大学院の教育目的については、学部ウェブサイトに設けられている法学研究科のサイト、研究科案内（冊子）、および研究科修学案内（冊子）に記載することによって、社会一般に対して広く公表している。研究科案内は、年に2度ほど行なわれる大学院法学研究科説明会で、参加者に配布している。研究科案内と研究科修学案内は、本学部の全教職員と学生に配布することによって教育目的の周知を行っている。学生に対する研究科修学案内の配布は、年度当初に行なわれる学年ごとのガイダンスにおいて行なわれている。

なお、教職員及び学生が、目的を十分に把握しているかということについては検証の必要があると認識している。

【分析結果とその根拠理由】

本学部および本研究科の教育目的は、学部ウェブサイト（研究科サイトを含む）、学部案内、学部修学案内、研究科案内、研究科修学案内に記載されている。学部ウェブサイトと学部案内、研究科案内は、社会一般に対して広く公表されている。学部案内、学部修学案内、研究科案内、研究科修学案内は、本学部の全ての教職員に、また、学部修学案内、研究科修学案内は、学生に配布され、周知が行なわれている。したがって、本学部および本研究科の教育目的は、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されていると判断される。

観点 10-1-②： 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

【観点到係る状況】

学部に関しては、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）については、学生募集要項（冊子）に、教育課程の編成・実施方針（授業カリキュラム・コース制の説明）および学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）については、学部案内（冊子）および修学案内（冊子）に記載されている。また、これらの情報は、全学および法学部のウェブサイトに掲載されている。学生募集要項は入学説明会などの際に希望者に、また学部案内は、県内外の高等学校に配布されている。他方、学部案内及び修学案内は、本学部の教職員及び学生に年度当初に配布されている。

研究科に関しては、現在、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）はウェブサイトに掲載されており、

カリキュラム・ポリシー、およびディプロマ・ポリシーについては、平成 26 年度に作成後ウェブサイト公表される予定である。

【分析結果とその根拠理由】

本学部は、アドミッション・ポリシーおよびディプロマ・ポリシーを明確に定めており、適切な方法および時期に、それを公表、周知していると判断される。

観点 10-1-③： 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む。）が公表されているか。

【観点到係る状況】

本学部教員の教育研究活動は、取得学位および研究業績を含めて全学ウェブサイトの「研究者総覧」に記載されている。教員は、「研究者総覧」に記載される研究活動の内容を、定期的に更新することが義務付けられている。なお、教員の専攻は、学部ウェブサイトにて日本語および外国語（英語）でも公表されている。また、社会貢献活動等については、適宜、学部ウェブサイトにて公表されている。

【分析結果とその根拠理由】

本学部の研究教育活動等についての情報は、適切に公表されていると判断される。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

(学部)

本学部は、教育目的を明確に策定しており、それを本学部のウェブサイトや学部案内、修学案内等を通じて年度ごとに改善を加えつつ学部内外に周知を行っている。このことは、本学部が教育目的を重視していることを示しており、優れた点であると判断される。

(大学院)

本研究科は、教育目的を明確に策定しており、それを本研究科のウェブサイト（法学部ウェブサイト付随）や研究科案内、修学案内等を通じて年度ごとに改善を加えつつ研究科内外に周知を行っている。このことは、本研究会が教育目的を重視していることを示しており、優れた点であると判断される。

【改善を要する点】 ※改善計画を含む。

(学部)

本学部の理念と目標が、教職員及び学生に十分認識されているかどうかを検証する必要がある。

(大学院)

本研究科の理念と目標が、教職員及び学生に十分認識されているかどうかを検証する必要がある。